# みなとみらい21地区 災害時行動ガイド[第8版]



2025年8月 一般社団法人横浜みなとみらい21

# 目 次

1.	肖景	長●目的	1
2.	災害	<b>雪時行動ガイドの構成</b>	2
3.	情執	报受伝達編	3
;	3-1	基本的な考え方	3
;	3-2	会員用災害時掲示板の運用	4
	3-3	一般向けの防災ポータルサイトの運用	12
,	3-4	IP 無線機の運用	14
4.	帰宅	含困難者対応編	16
	4-1	事前対策	16
	(1)	受入可否の検討段階における事前対策	16
	(2)	受入れ時の体制検討段階における事前対策	17
	(3)	支援内容の検討段階における事前対策	18
	(4)	その他の事前対策(要配慮者・セキュリティ対応等)	19
	4-2	発災時の対応(帰宅困難者対応の参考フロー)	20
	(1)	受入準備段階での主な対応	22
	(2)	受入段階での主な対応	24
		運営段階での主な対応	
	(4)	受入終了段階での主な対応	41
5.		力対応編	
	5-1	地震災害時の自助対応	44
	(1)	地震発生時の初動対応	46
	(2)	防災体制の確立	46
	(3)	応急対策活動	46
	(4)	帰宅困難を問題化しないための自助対策	47
	` - /	従業員の命を守るための事業者による一斉帰宅抑制と移動ルールの設定	-
		建物内に留まり活動継続可能な環境づくりの推進	
		風水害時の自助対応	
	(1)	風水害における浸水パターン(洪水、高潮、内水)を知る	50
	` _ '	当地区における風水害(洪水、高潮、内水)による浸水リスクの特徴を	
	(3)	風水害時の2つの対応ケースと「基本ケース」の設定	52
	-	風水害時の「基本ケース」における事業所対応の基本的考え方 ~鉄	
		タイムラインに応じた事前準備対応~	
6.	今後	<b>後の課題</b>	60

6-1 情報受伝達に関する課題			60
(1)新たな情報受伝達ツールの導入検討			60
(2)情報受伝達に関する全般的な事項			63
6-2 帰宅困難者への対応に関する課題			63
(1)受入条件及び受付方法に関する事項			63
(2)施設の運営に関する事項			63
6-3 新たな社会課題への対応			63
6-4 訓練による検証・災害時行動ガイドへの反映(PDCA サイ	クルの	推進)	64
参考文献			65
	第1版	2016年	
	- 10 - 1121	2018年	- , -
	弗3版 第4版	2019年2020年	3月 3月
	第5版	2020年	3月
	第6版	2022年	3月
	第7版	2023年	3月
	第8版	2025年	8月

#### 1 背景 • 日的

東日本大震災以降、防災対策の重要性が高まっていることを踏まえ、みなとみらい21地区では、災害に強い街としての強みに加え、エリアマネジメントを推進しているという特長を活かして、地区内関係者が連携する『共助』の取組を進め、災害に対してより強靱で『安全・安心な街』の実現を目指しています。

特に、発災時の混乱を最小限に抑え、就業者や来街者の安全確保、事業生活継続(BLCP)等を円滑に行うために、地区内事業者及び行政関係者等による情報共有を図ることが重要となります。このための、情報受伝達体制の整備を進めるとともに、情報拠点の機能強化や情報伝達手段の多重化等を推進することが求められています。災害発生時の情報受伝達機能は、当地区の防災エリアマネジメントの基盤となるものです。

さらに、この基盤の上に立って、今後の大規模災害に備えた『共助』による帰宅困難者対策を積極的・先進的に進める必要があります。当地区には、就業者に加え、多くの来街者が訪れ、さらに、周辺の密集市街地やターミナル駅からの避難民等の流入も想定されるところです。地区内事業者がその高い意欲・意識を発揮し、地区内外からの社会的要請に応えるとともに、地域価値向上、都市ブランドの形成のためにも、積極的な対応が求められています。

みなとみらい21地区災害時行動ガイド(以下、「災害時行動ガイド」と言う。)は、「みなとみらい21地区都市再生安全確保計画」の基本マニュアルとして、情報受伝達体制の強化に関する基本事項を整理するとともに、帰宅困難者への円滑な対応・連携が可能となるよう、発災前の事前対策及び発災時の対応方法や地区内各施設の従業員・施設利用者の安全を確保するための基本的な対応行動を取りまとめたものです。第1版の運用を平成28年11月より開始し、今回、帰宅困難者対策の強化を図るため、一時滞在施設が自ら KUG(帰宅困難者支援施設運営ゲーム)を実施できるようにとりまとめられた「みなとみらい21地区 KUG(帰宅困難者支援施設運営が一ム)実施の手引書」の作成を踏まえ、第8版として改訂するものです。



#### 図 1-1 みなとみらい21地区の範囲

## 2. 災害時行動ガイドの構成

災害時行動ガイドの構成は、「情報受伝達編」、「帰宅困難者対応編」、「自助対応編」から 構成されます。

「情報受伝達編」は、みなとみらい地区の情報拠点となる「一般社団法人横浜みなとみらい 21(以下、「YMM」と言う。)」と地区内の各施設との情報受伝達に関する機能強化対策を 示しています。

「帰宅困難者対応編」は、「事前対策」と「発災時の対応」として、事前対策を整理したチェックリストと、発災時の帰宅困難者対応フローを示しています。

「自助対応編」は、地区内企業が防災マニュアルを作成する際の基本雛形として、発災時の 基本的な自助対応と自助対応の基本フローを示しています。

#### · 3 . 情報受伝達編 -

- ・基本的な考え方
- ・情報受伝達に関する検討課題
- 一般向けの防災ポータルサイト の運用

#### 現状の受伝達体制を 踏まえ、情報拠点の機 能強化策等を整理

#### 4. 帰宅困難者対応編

#### 4-1 事前対策

- ・受入可否の検討段階
- ・受入時の体制検討段階
- ・支援内容の検討段階
- ・その他

#### 4-2 発災時の対応 (帰宅困難者対応ルール)

- ・受入準備段階での主な対応
- ・受入段階での主な対応
- ・運営段階での主な対応
- ・受入終了段階での主な対応

対策レベルを設定し、 受入施設が実施して おくべき対策を整理

各フェーズ別の発災時 における対応を整理

#### 5. 自助対応編

#### 5-1 地震災害時の自助対応

- ・地震発生時の初動対応
- ・防災体制の確立
- · 応急対策活動
- ・帰宅困難を問題化しないための自助対策
- ・従業員の命を守るための事業者に よる一斉帰宅抑制と移動ルールの 設定
- ・建物内に留まり活動継続可能な環境づくりの推進

#### 5-2 風水害時の自助対応

- ・風水害における浸水パターン(洪水、 高潮、内水)を知る
- ・当地区における風水害(洪水、高潮、内水)による浸水リスクの特徴を知る
- ・風水害時の2つの対応ケースと「基本ケース」の設定
- ・風水害時の「基本ケース」における 事業所対応の基本的考え方

共助として滞在者等 の安全・安心を確保 する上で、実施すべき 基本的な自助対応を 整理

図 2-1 災害時行動ガイドの構成

#### 3. 情報受伝達編

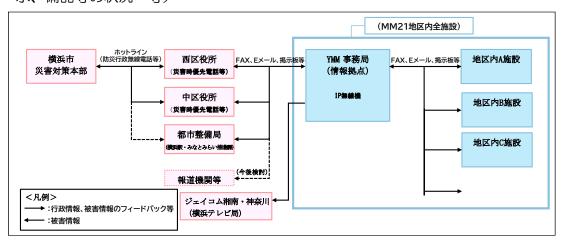
#### 3-1 基本的な考え方

- ① 現状の情報受伝達体制
  - YMMが災害時の情報拠点となり、西区役所・中区役所や各施設との情報共有を行います。
  - 西区役所・中区役所等からの行政情報を各施設に伝達します。
  - 各施設からの被害状況をとりまとめ、西区役所・中区役所等行政機関に情報提供するとともに、各施設にフィードバックします。
  - 地区内施設と情報拠点(YMM)との間で、FAX、E メール、掲示板(YMM ホームページ 内街づくりサイト、会員用)、IP 無線機等による情報受伝達体制を整備し、訓練等において 試験的に運用しています。
  - ・西区役所・中区役所との情報連絡用にデジタル簡易無線をYMMにて導入している他、行政 機関等が保有する災害時優先電話についてもYMMに導入しています。

#### ② 今後の受伝達体制に係る整備・運用イメージ

#### <基本的な情報受伝達体制>

- ・基本的な情報受伝達体制は図 3-2 のとおり、FAX、E メール、掲示板(YMM ホームページ内街づくりサイト、会員用)、IP 無線機等による行政機関・YMM・地区内施設間での情報共有を図るものとします。
- ・ 受伝達する情報は主に、以下のとおりです。
  - 行政情報(地震•津波等情報、避難指示等)
  - 被害情報(人的、火災、施設、停電、設備故障等)
  - ・被害情報のフィードバック(地区内、広域的被害状況等)
  - 帰宅困難者、滞留者等の発生・混乱状況
  - 帰宅困難者等の受入体制・受入状況
  - ・地区からの支援要請
  - 行政からの協力要請
  - ・その他(ライフライン、医療、生活支援情報、鉄道運行状況等交通関連情報、食料、飲料 ・水、備品等の状況 等)



※夜間・休日の情報受伝達は、掲示板を主体として運用します。

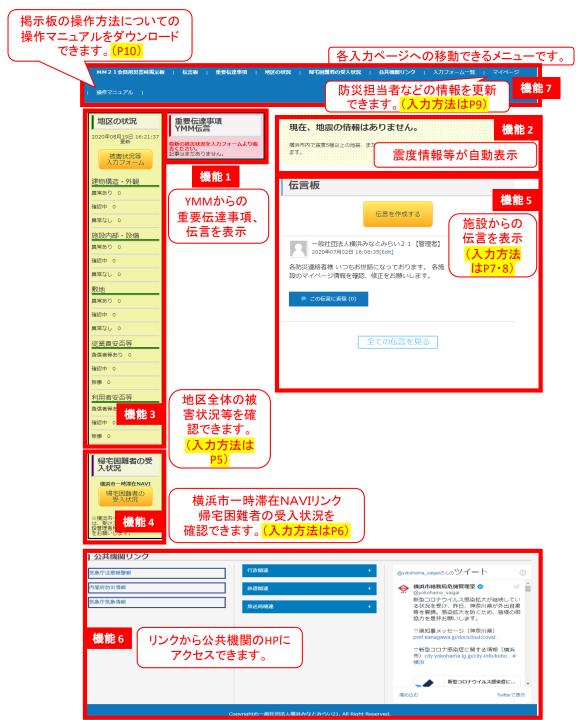
図3-1 基本的な情報受伝達体制イメージ

#### 3-2 会員用災害時掲示板の運用

地区内施設との情報受伝達手段として、会員用災害時掲示板を活用しています。掲示板は、 画像やファイルの添付が可能であり、施設間の情報共有に有効です。

(ホーム画面と各種機能)

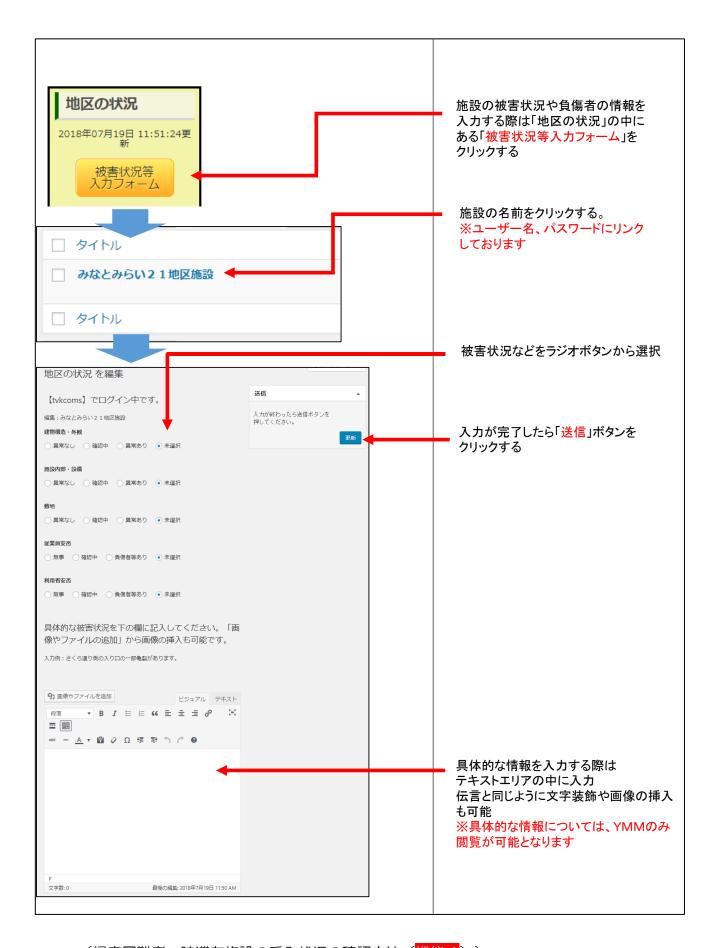
災害時に施設間で共有すべき情報がまとめられています。



※次ページ以降では、機能3~5、7の操作方法を紹介します。

(地区の状況の入力方法(機能3))

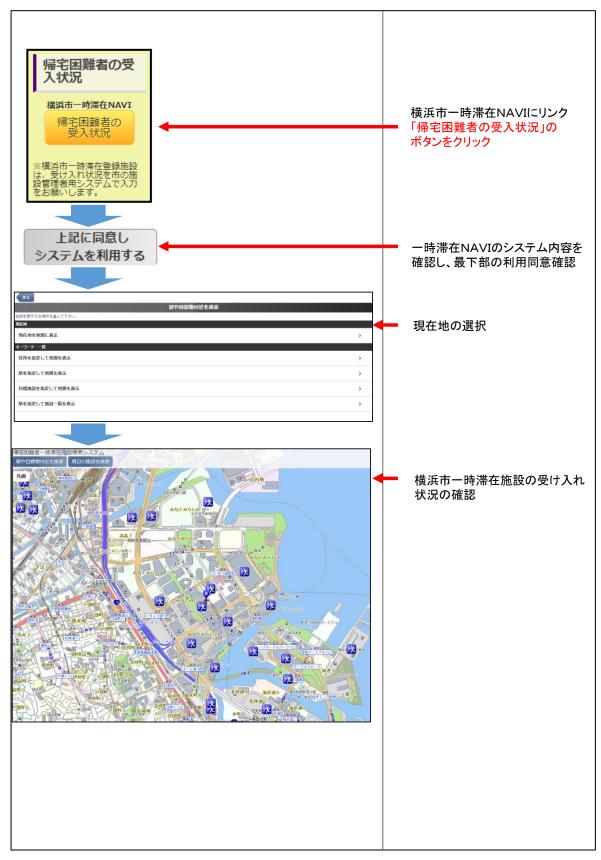
• 各施設は、自施設の被害状況を以下の手順で入力・報告します。



#### (帰宅困難者一時滞在施設の受入状況の確認方法(機能4))

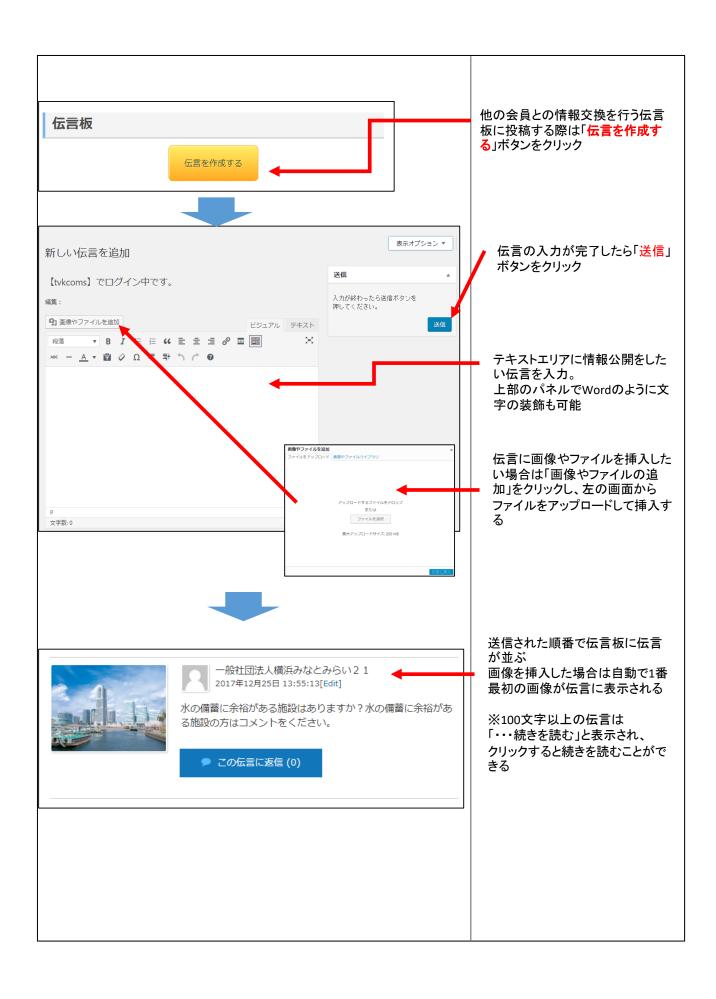
• 一時滞在施設 NAVI にアクセスし、帰宅困難者一時滞在施設の受入状況を確認します。

※帰宅困難者一時滞在施設は、横浜市から配付されている一時滞在施設 NAVI の「施設管理者マニュアル」に従い、施設開設等の情報をシステムに入力します。



# (伝言板の入力方法(<mark>機能5</mark>))

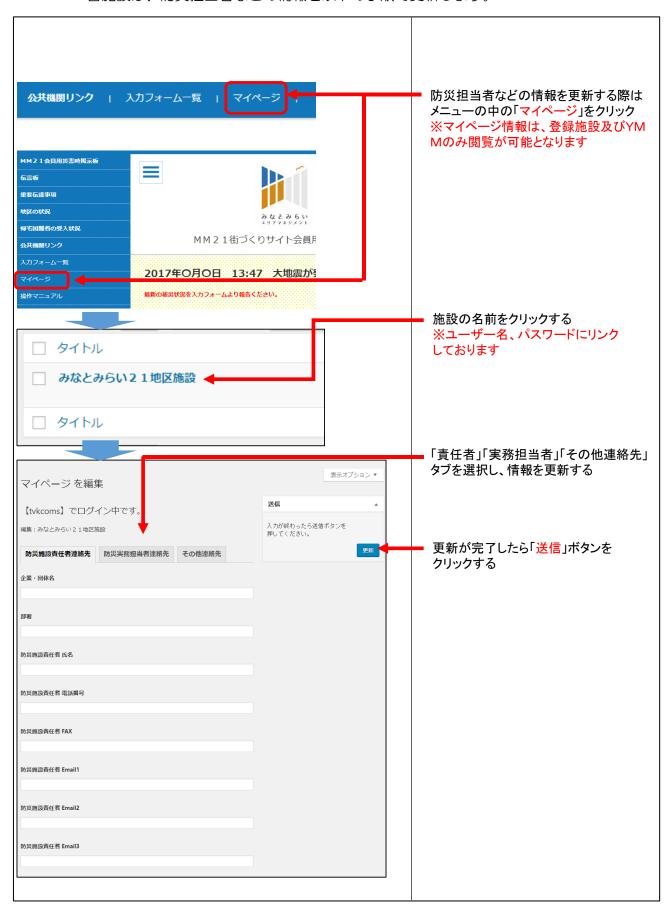
• 各施設は、施設間で情報交換を行いたい事項を以下の手順で伝言板に入力します。





# (マイページへの入力方法(機能 7))

• 各施設は、防災担当者などの情報を以下の手順で更新します。



# (操作マニュアル)

・掲示板の操作方法についての操作マニュアルをダウンロードできます。



#### (その他(スマートフォンでの表示))

・スマートフォンで掲示板の操作が可能です。



#### 3-3 一般向けの防災ポータルサイトの運用

・2020 年度に一般向けの防災ポータルサイトとして、災害時情報ページを YMM まちづく のサイトに新設しました。災害時に来街者等が求める情報をシンプルに伝えることに配慮し、 重要情報に絞り、「災害情報」「横浜市一時滞在施設 NAVI」「防災関連リンク」「横浜市 Twitter」の情報を入手可能な環境を構築しています。

災害時に情報取得が困難となる滞留者等に対し、本サイトの存在を周知することが有効です。



※次ページ以降では、機能3について紹介します。

# (防災関連リンク(機能3))

• 防災関連リンクにおいて、公共機関や行政関連、各鉄道会社の運行情報等を確認できます。



#### 3-4 IP 無線機の運用

- ・YMM と市区と情報共有可能なホットラインを確保し、突発的な事象や地区内で連携して対応が求められる事項に対して、臨機応変に情報共有・連絡・相談ができる環境として、リアルタイムロ頭伝達手段として、IP 無線機による情報受伝達体制を構築しています。
- ・IP 無線機は YMM、横浜市本部、西区、中区のほか、地区内を4つのエリアに区分し、各エリアにおける代表施設を「エリア情報拠点」として設定し、配備しています。
- ・また、IP 無線機の配備場所、起動条件、基本ルールや操作方法をとりまとめた「IP 無線活用マニュアル」を作成しています。

表3-1 エリア情報拠点の特別	1占の特性
-----------------	-------

エリア区分	災害時を想定したエリア特性	共有する情報項目(案)
①臨港 パーク周辺 エリア	<ul><li>・ 臨港パークは大規模なオープンスペースとして一時的な屋外滞留空間となることが想定される</li><li>・ パシフィコ横浜はまとまった屋内滞在空間を有し、集約的な一時滞在施設の位置づけにより、継続利用も見込まれる</li></ul>	<ul><li>屋外滞留者の発生状況</li><li>パシフィコ(市職員派遣先)の運営状況</li></ul>
②新高島駅周辺エリア	<ul><li>横浜駅方面からの避難者の移動動線となることが想定される(地震時津波のおそれがない場合)</li><li>YMM 事務局から距離が離れており、現場に向かっての状況把握の対応負荷が高い</li></ul>	<ul><li>みなとみらい方面に向かう 横浜駅方面からの避難者の 状況(デッキの混雑状況等)</li><li>みなとみらい大通りの道路 混雑状況</li></ul>
③新港エリア	・ 地盤面が相対的に低く、唯一津波浸水のおそれがある	<ul><li>津波浸水や津波避難者の発生状況</li></ul>
④桜木町駅周辺 エリア	・ 桜木町駅は公共交通機関を利用する来街 者の移動拠点であり、駅周辺の混雑が想定 される	• 駅前広場の混雑状況

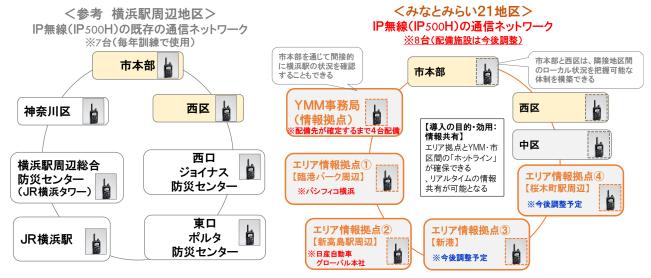


図 3-1 IP 無線機配備の配備図



図 3-2 IP 無線活用マニュアル

#### 4. 帰宅困難者対応編

#### 4-1 事前対策

- (1)受入可否の検討段階における事前対策
- ①施設内における受入場所の選定
  - 安全面、管理面、防犯面を配慮して受入場所を選定しておきます。
  - 建物等の安全確認のための点検箇所を定め、事前対策チェックリストを作成しておきます。

#### ②受入定員の算出

- 3.3 m 当たり2人を目安\*とします。ただし定員数の算出にあたっては、施設の状況や特性への配慮及び通路等の設置も踏まえて設定します。
- \*実際の定員は、施設特性、人員体制に応じて各事業所にて定めるものとします。
- \*新型コロナウイルス感染症など、社会的に感染症が蔓延する状況下においては、防疫対策として3密を避けるため、可能な範囲で2m(最低1m)間隔を取った場合の受入可能人数の設定、及び換気ができる場所での受入が可能か検討しておくことが重要です。また、可能な範囲で、体調が悪い方が発生した場合に別室での受入が可能かどうか併せて想定しておくものとします。

表4-1 事前対策チェックリスト(受入場所の選定・受入定員の算出)

分類	項目	対策 レベル <u>※</u>	事前対策(受入場所の選定・受入定員の算出)	V
		А	受入場所に背の高い什器等を設置していない(または、固定等の対策を施している)	
協	安全面の	А	受入場所に落下等が危惧される OA 機器を設置していない(または、落下防止対策 を施している)	
施設内に	の配慮	А	受入場所の天井面に落下等が危惧される大型のシャンデリア等を設置していない (または、落下防止対策を施している)	
おける		С	受入場所にガラスの壁面がない(または、飛散防止等の対策を施している)	
つ受っ		А	滞在者が利用可能なトイレ(仮設トイレを含む)をあらかじめ取り決めている	
おける受入場所の	管理·防	А	高額商品等の陳列がない場所を受入場所として設定している(またはシャッター、 仕切り等により区分可能なスペースである)	
の選定	犯面の	А	受入場所が社員・従業員やテナント企業等の専有スペースと隣接していない(または、シャッター、仕切り等により区分可能なスペースである)※商業施設等を除く	
	配慮	В	受入場所が24時間、不特定多数の入室、進入が可能な状態にない(出入り口を制限し、鍵の管理が可能である)	
<u>ح</u>	KI.	А	有効面積を踏まえた概ねの最大受入定員の算出を行っている	
7	₹ <b>\</b>	В	室内への出入り口(ドア等)付近を有効面積から除外している	
	受入官員の章出	В	壁面ガラス等、寒暖の影響が大きい箇所を、受入スペースから除外している	
	算り	В	災害対策に支障のある通路、会議室を受入スペースから除外している	
	П	В	運営要員による管理が困難な通路、会議室を、受入スペースから除外している	

※A:実施しておくことが望ましい対策

B:可能であれば実施しておくことが望ましい対策

#### (2) 受入れ時の体制検討段階における事前対策

- ①運営要員の確保
  - ・施設管理者は、一時滞在施設の運営に係る要員を確保します。
- ②受入手順の明確化
  - ・施設の安全点検〜受入準備(帳票整備、受入場所の区画割)〜受入場所への誘導といったー 連の手順を自社内でマニュアル化します。
- ③受入場所等のレイアウトの設定
  - 受入を円滑化する受付の待機列、受付、受入場所のレイアウトを検討します。

表4-2 事前対策チェックリスト(運営要員の確保・受入手順の明確化)

分 項 目	対策 レベル <u>※</u>	事前対策(運営要員の確保、受入手順の明確化)	Ø
	А	統括責任者を事前に選出している	
	В	情報管理に関する担当者を事前に選出している(情報収集、整理、情報提供等)	
運営要員の確保	В	施設の運営に関する担当者を事前に選出している(施設安全確認、衛生管理、保安 等)	
見 の 確 保	В	施設滞在者の対応に関する担当者を事前に選出している(滞在者受付・誘導、施設利用案内の説明、支援物資提供、負傷者対応・要配慮者対応等)	
	В	招集する運営要員、役割を定めている	
	С	上記の各担当に人員を複数人配置している	
	А	各受入スペースへの受入可否の判断基準を定めている(営業、催事等)	
	А	受入条件を建物の入口付近の目に触れる場所に掲示する準備をしている	
	В	受付の設置場所を定めている	
受 入	В	受付で記入を依頼する、施設利用案内の同意書を準備している	
受入手順の明確化	В	施設滞在者名簿(帳票)、受入場所の区画割り(簡易なレイアウト)を準備している	
確化	В	一時滞在施設であることを明示する看板を、建物の入口付近に設置するよう準備している	
	В	運営要員であることを明示する腕章、名札等を準備している	
	С	受入場所が満員となることを想定し、近接する一時滞在施設への誘導経路を検討している	
トの設定 受入場所等	В	参考資料3をもとに受付の待機列、受付、受入場所のレイアウトを検討している	

※A:実施しておくことが望ましい対策

B:可能であれば実施しておくことが望ましい対策

#### (3) 支援内容の検討段階における事前対策

#### ①情報提供手順の明確化

- ・テレビ、ラジオ、インターネット接続が可能なパソコン、その他通信手段を確保します。
- 入手した情報を滞在者に提供しやすいようホワイトボードや掲示用紙等を確保します。
- ・館内放送、拡声器等の機器を準備します。

#### ②備蓄品の確保・配布手順

- ・受入れに係る必要資機材を備蓄します。
- ・想定される受入人数分の備蓄品を確保します(水、食料等)。
- ・受入場所の広さや受入定員に応じた備蓄品の配布方法(個別配布または配給所設置等)を決めます。
- 準備しておくことが望ましい備蓄品の例は以下のとおりです。水、食料、毛布、簡易トイレ、衛生用品、ブルーシート、携帯ラジオ、懐中電灯、乾電池、救急医療薬品、マット(体調が悪い人用)、段ボール(マットや目隠しとして活用)等

表4-3 事前対策チェックリスト(情報提供、備蓄品の確保・配布)

	<b>-</b>	子的パペノエフノフハー (情報だけ、隔面品・Diek Birle)					
分類目	対策 レベル <u>※</u>	事前対策(情報提供、備蓄品の確保・配布)	Ø				
	А	館内放送にて、受入スペースへの情報提供が可能である					
	А	受入場所の帰宅困難者への連絡、情報提供手段として使用する拡声器を確保している					
情報	В	受入場所にテレビ・ラジオの設置が可能である					
提供	В	受入場所で携帯電話、スマートフォンの充電器が設置可能である					
情報提供手順の明確化	В	受入場所にみなとみらい近辺、神奈川県全域等の、範囲の異なる地図を掲示可能である					
明確	С	受入場所にて、wi-fi 環境が利用可能である					
花	С	受入場所にホワイトボードの設置が可能である					
	С	受入場所に掲示板を設置している					
	С	受入場所にパソコンを設置し、インターネットに接続することが可能である					
	А	一時滞在施設の運営に必要な資機材を備蓄している					
備 蓄	А	帰宅困難者向けの備蓄品の備蓄が可能である(または、備蓄している)(数量を問わない)					
品の	А	備蓄品はいずれも賞味、消費期限内である					
備蓄品の確保・	B 受入定員に相当する帰宅困難者向けの備蓄品の備蓄が可能である(または、備語 ている)						
配布手順	В	受入場所の広さや受入定員に応じた備蓄品の配布方法(個別配布または配給所設置等)を決めている					
手 順	С	エレベータが停止した場合等に備え、備蓄品の保管場所を分散している					
	С	受入定員 1 日分の帰宅困難者向けの備蓄品の備蓄が可能である(または、備蓄している)					

※A: 実施しておくことが望ましい対策

B:可能であれば実施しておくことが望ましい対策

- (4) その他の事前対策(要配慮者・セキュリティ対応等)
- ①要配慮者への対応
  - •女性、乳幼児、障害者等相応の配慮が必要とされる滞留者用の個別スペースを検討します。
- ②セキュリティ・警備体制の構築
  - 受入れた人が施設内で窃盗等のトラブルを起こした場合の対応策を検討します。

表4-4 事前対策チェックリスト(その他)

分類	項目	対策 レベル <b>※</b>	事前対策(その他)	$\square$	
	C     高齢者・障害者用の 高齢者・障害者用の 置するようにしてい		高齢者・障害者用の受入場所を事前に取り決めている		
		高齢者・障害者用の受入場所は、移動しやすいよう、トイレや水道施設の近くに設置するようにしている			
	障害者	С	筆談等に使用するメモ、鉛筆等を準備している		
		С	高齢者・障害者用の備蓄(椅子、マット、車椅子等)を準備している		
要配慮		С	受入場所とは別で、授乳室や更衣場所を設置するようあらかじめ取り決めている		
要配慮者対策	妊婦	С	要配慮者が利用可能なトイレ(多目的トイレ等)をあらかじめ取り決めている		
中	乳幼児	С	施設滞在者の対応に関する担当者に、相談員として女性スタッフを配置する計画を 立てている		
		С	乳幼児用の備蓄(乳児用食品、粉ミルク等)を給湯設備も含め準備している		
	外	С	英語、中国語等の多言語表示板を準備している		
	国人	С	施設滞在者の対応に関する担当者に、外国人対応のためのスタッフを配置する計画 を立てている		
警備					
体	セキュリテ	С	立ち入り禁止区域に関する掲示箇所をあらかじめ定めている		
の構築	٠ •	С	立ち入り禁止区域に関する情報の掲示箇所に設置する掲示板を準備している		

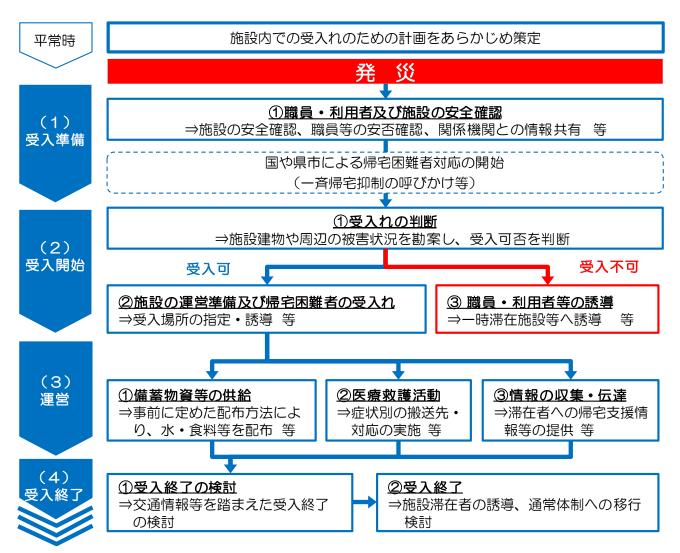
※A:実施しておくことが望ましい対策

B:可能であれば実施しておくことが望ましい対策

#### 4-2 発災時の対応(帰宅困難者対応の参考フロー)

各施設は原則、発災時には自施設内職員・利用者を受入れ、単独施設での対応が困難な場合には、他施設との共助による受入れに努めます。

発災直後から帰宅困難者の受入れ〜受入終了までの主な対応の流れを以下のフローに示します。



- 注) (1) 受入準備:発災後3時間程度までに行われていることを目安にする。
  - (2) 受入開始: 発災後6時間程度までに行われていることを目安にする。
  - (3) 運営(4) 受入終了: 発災翌日の午前9時までを原則とし、運営・受入れを終了する。

図4-1 発災後の帰宅困難者対応フロー

また、参考として、各施設の帰宅困難者対応の前提となる「帰宅困難者」の対応行動の流れを以下のフローに示す。

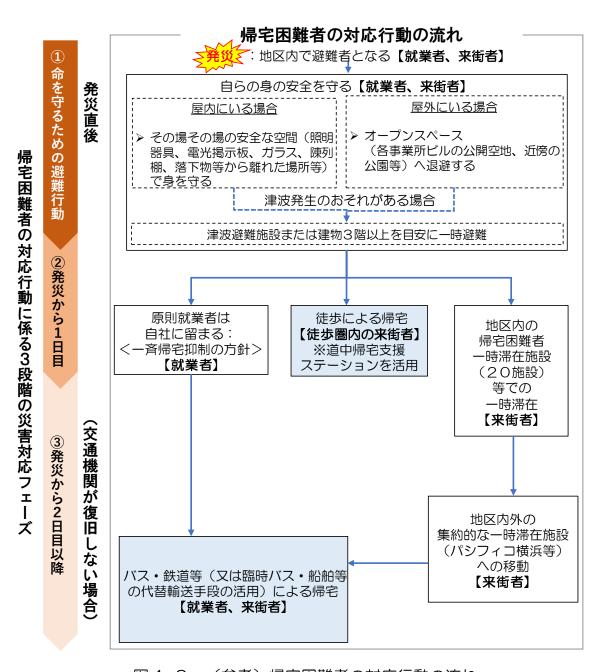


図4-2 (参考)帰宅困難者の対応行動の流れ

#### (1)受入準備段階での主な対応

- ① 職員・利用者及び施設の安全確認
  - ・発災直後は、各施設の防災計画やBCP等に基づき、職員・利用者や施設内の安全を確保します(施設内の安全点検については、次頁の参考資料1を参照)。
  - ・必要に応じ関係機関(各企業本社、YMM、行政機関等)との情報連絡を行い、被害状況等に関する情報を共有します。

表4-5 受入準備段階での主な対応(チェックリスト例)

発災後の対応	担当者 (事前記入)	対応状況※
①施設の安全確認		
施設内の従業員・利用者の安全を確保する		
施設の安全点検リスト(参考資料1)を参考に施設の安全を確認する		
施設の安全が確認できない場合は屋外へ避難誘導し、他の施設情		
報を提供する		
YMMや行政機関等と被害状況等に関する情報を共有する		

※○対応済、△対応中、■非対応

参考資料1 施設の安全点検リスト

	点検項目	点検内容	判定	該当する場合の 対処・応急 対応等
<	《施設全体》 	傾いている。沈下している。		
1	建物 (傾斜・沈下)	傾いているように感じる。		要注意→専門家へ詳細診断を要請
		大きなX字状のひび割れが多数あり、コンクリートの剥落も著し		建物を退去
2	建物 (倒壊危険性)	く、鉄筋がかなり露出している。壁の向こう側が透けて見える。 斜めや×字形のひび割れがあるが、コンクリートの剥落はわずか		型ができる 要注意→専門家へ詳細診断を要請
		である。		
	隣接建築物 • 周辺	隣接建築物や鉄塔等が施設の方向に傾いている。		建物を退去
3	地盤	周辺地盤が大きく陥没または隆起している。 隣接建築物の損傷や周辺地盤の地割れがあるが、施設への影響は		建物を退去
		ない と考えられる。		要注意→専門家へ詳細診断を要請
«	《施設内部(居室・通路 		l l	立入禁止
1	床	傾いている、または陥没している。		
		フロア等、床材に損傷が見られる。		要注意/要修理
	P\$ T-+++	間仕切り壁に損傷が見られる。		要注意/要修理
2	壁•天井材	天井材が落下している。		立入禁止
		天井材のズレが見られる。		要注意→専門家へ詳細診断を要請
		大きな×字状のひび割れが多数あり、コンクリートの剥落も著しく、鉄 筋がかなり露出している。壁の向こう側が透けて見える。		立入禁止
3	廊下•階段			
		である。		点検継続→専門家へ詳細診断を要請 
4	ドア	ドアが外れている、または変形している。		要注意/要修理
	90+h. 90+i=7	窓枠が外れている、または変形している。		要注意/要修理
5	窓枠・窓ガラス	窓が割れている、またはひびがある。		要注意/要修理
	照明器具・吊り器	照明器具・吊り器具が落下している。		要注意/要修理
6		照明器具・吊り器具のズレが見られる。		要注意/要修理
	II DDAY	什器(家具)等が転倒している。		要注意/要修理/要固定
7	什器等 	書類等が散乱している。		要注意/要修理
«	<設備等≫			
		外部からの電力供給が停止している。(商用電源の途絶)		
1	電力	照明が消えている。		) 代替手段の確保/要復旧 → (例) 非常用電源を稼働
		空調が停止している。		
		停止している。		
2	エレベータ	警報ランプ、ブザー点灯、鳴動している。		要復旧→メンテナンス業者に連絡
		カゴ内に人が閉じ込められている。		→メンテナンス業者または消防機関に連絡
3	上水道	停止している。		代替手段の確保/要復旧
4	下水道・トイレ	水が流れない(溢れている)。		→(例) 備蓄品、給水タンクの利用 使用中止/代替手段の確保/要復旧 →(例) 災害用トイレの利用
		異臭、異音、煙が発生している。		立入禁止/要復旧
5	ガス	停止している。		要復旧
6	通信・電話	停止している。		代替手段の確保/要復旧 → (例) 衛星携帯電話、無線機の利用
7	消防等設備等	故障・損傷している		代替手段の確保/要復旧 →消防設備業者に連絡
«	L ベセキュリティ≫		1	NAME OF THE PROPERTY OF THE PR
1	防火シャッター	閉鎖している。		要復旧
2	非常階段•非常用 出口	閉鎖している。(通行不可である。)		要復旧→復旧できない場合、立入禁止
3	入退室•施錠管理	セキュリティが機能していない。		要復旧/要警備員配置 →外部者侵入に要注意(状況により立入禁止)

参考:都立施設を活用した一時滞在施設の運営マニュアル(東京都総務局 H25.4)

#### (2)受入段階での主な対応

#### ① 受入れの判断

・施設内の安全点検結果やYMM等からの情報連絡等に応じて、帰宅困難者の受入れを判断します。なお、みなとみらい21地区における受入施設の運営基準は以下のとおりです。

#### (みなとみらい21地区における受入施設の運営基準)

横浜市内で震度5強以上の地震を観測し、かつ鉄道等の公共交通機関が停止し復旧の 目途が立たない場合において、必要に応じYMMや行政機関等との情報連絡等を行い、 受入れが必要であると判断した場合に施設の開設(帰宅困難者の受入れ)を行う。

#### (参考:横浜市との協定に基づく一時滞在施設の帰宅困難者受入に関する基準(例))

横浜市提供資料「災害時における施設等の提供協力に関する協定書(ひな形)」を基に作成 協定施設は、地震により鉄道が一晩中全線運行停止となる場合には、一時滞在施設に おいて帰宅困難者の受入れを開始するものとする。

また、協定施設は、風水害その他の災害により鉄道が一晩中全線運行停止となる場合において、横浜市から要請があったとき、一時滞在施設において受入れを開始するものとする。

なお、一時滞在施設の開設及び運営は協定施設が行うものとする。

#### ② 施設の運営準備及び帰宅困難者の受入れ

- ・滞在・受入れが可能な場合は、事前に定めた受入場所や受付設置場所等を確認し、必要な備品の設置、備蓄品の搬入、人員の配置を行うなど、帰宅困難者の受入れに向けた準備を行います。
- ・津波警報・注意報が発表されている場合、かつ津波浸水範囲外への避難が困難な場合は、低 層階を受入場所から除外し、できる限り上層階を指定します。
- ・受入れに際しては、受入条件等を掲示するとともに条件を承諾した旨の署名をもらいます (一時滞在施設の利用案内については次頁の参考資料2を参照)。

#### ③ 職員・利用者の誘導

・滞在・受入れが不可能な場合は、職員・利用者等に対し、横浜市が開設する一時滞在施設等 に関する情報提供を行い、必要に応じて誘導等を実施します。

表4-6 受入段階での主な対応(チェックリスト例)

発災後の対応	担当者(事前記入)	対応状況※
① 施設の開設判断		
災害時情報受伝達体制等を活用して地区内の被害状況や交通状況		
等を確認する(適宜)		
災害時情報受伝達体制等を活用して施設の開設(帰宅困難者の受		
入れ)等について情報連絡を行う		
② 施設の運営準備及び帰宅困難者の受入れ	<u> </u>	
事前に定めた施設内の受入場所、受付等の被害状況等を確認し、		
備品(受付への机、筆記用具や受入場所への床材、情報提供用の		
ホワイトボード、テレビ等)の設置や人員の配置等を行う		
備蓄物資の配布方法(直接配布、配付場所を定めて配布、受付で		
の配布 等)を確認し、必要に応じて備蓄品の搬入を行う		
準備が整い次第、受入れを開始し、入り口や受付において、受入条		
件等を知らせる(受付の列での利用案内の事前配布、受入条件の大		
判印刷物の掲示)とともに条件を承諾した旨の署名をしてもらう		
受入者名簿の帳票を作成し、運営状況を管理する		
女性、乳幼児、障害者等に配慮した誘導・案内を行う		
要配慮者に対して必要な配慮事項について聞き取りを行う		
開設・受入状況等について、YMMへ情報連絡を行う		
③ 職員・利用者の誘導		
YMM等から近隣の一時滞在施設等の開設状況を確認する		
YMM や近隣の一時滞在施設からの共有情報に基づき、近隣の一時		
滞在施設等へ利用者・従業員の誘導を行う		

※○対応済、△対応中、■非対応

## 一時滞在施設利用案内

#### 留意事項

この施設は、災害時に帰宅が困難となった方の一時的な滞在のため、みなとみらい21地区の施設の管理者が連携し、共助の観点から開放しています。

施設利用に際しては、以下の事項についてあらかじめご承諾いただきますようお願いします。

- ○施設の利用にあたっては、施設管理者の指示に従って下さい。他の方に迷惑をかける等の行為が あった場合には施設から退出いただく場合があります。
- 〇可能な範囲で施設運営に協力をお願いします。
- ○周囲の安全が確認されるまで、なるべく本施設に留まるようにして下さい。
- ○施設内での事故等に対し、故意または重過失がない限り施設側は一切の責任を負いません。
- ○施設側の判断で受入を終了することがあります。
- 〇受入は、明朝午前9時をもって終了します。
- ○外部からの問合せの際、以下に記載の範囲内で情報提供することがあります。

П				_				
	 1 <del>1</del> 1 1	HH 7	<del>2</del> 7 rts	1-	ㅁ프	 #	I +	_
		HH =	ᄼ	1-	同意	 ᄑ	ı . /'	

	フリガナ							
名前	漢字							
性別		男		女	年齢		歳	
お住まい		□横浜市	内(	区)	口横浜市	外(市区町村		)
ここでの滞在の間、何 らかの配慮が必要です か?		( はい		いいえ ) 〈ださい:				

# Facility Usage Guide (Temporary Shelter)

#### NOTE:

This facility opens as temporary place to stay for people who are unable to return home after disasters, from the viewpoint of mutual assistance in cooperation with the administrators in the "Minato Mirai 21 District".

Please understand and consent to the following items before using this facility.

- oPlease follow the instructions of the administrators during your stay. You might be ordered to leave the facility if you caused troubles to others.
- oPlease cooperate in the operations of the facility as much as possible.
- oPlease stay at the facility until the safety of the surroundings is clarified.
- oThe facility administrator never takes any responsibilities against accidents, etc. within the facility unless there is willful or gross negligence by facility administrator.
- oThe use of the facility might end at the discretions by facility administrator
- oThe acceptance finishes at 9 am on the next morning.
- oThe facility administrator might provide your information if we receive any inquiries from outside.

Name					
Sov	□Male	Ago			
Sex	□Female	Age			
Residence	□Yokohama City (ward :	)			
Residence	☐Out of Yokohama City (c	illage :	)		
Do you need any	(□Yes / □No )				
special support during	If yes, please describe the details :				
your stay in here?					

# 일시 체류시설 이용안내

#### 주의사항

본 시설은 재해 시 귀가가 곤란한 분들을 위한 일시 체류시설이므로, 미나토미라이 21 지구의 시설관리자와 연계하여 서로 돕는 의미에서 개방을 하고 있습니다.

시설 이용 시 다음 사항에 관하여 사전 양해를 부탁드립니다.

- 이용 시 시설관리자의 지시에 따라주십시오. 다른 이용자에게 피해를 끼치는 행위를 하시면 퇴장을 요청할 수도 있습니다.
- ○가능한 범위에서 시설운영에 협조를 부탁드립니다.
- ○주변 안전 확인을 마칠 때까지 되도록 본 시설 안에 계시기 바랍니다.
- 이시설 내 사고 등에 관하여 고의 또는 중과실이 없는 한 시설 측은 일체 책임을 지지 않습니다.
- ○시설 측 판단하에 입장을 마감할 수 있습니다.
- ○입장은 내일 아침 9시에 마감됩니다.
- ○외부 문의가 있을 경우 아래에 기재된 범위의 정보를 제공할 수도 있습니다.
- ○신종 코로나바이러스(코로나 19) 감염 확산 방지를 위한 협조 요청
- □ 이용안내에 동의했습니다.

	발음표기						
성명	한자						
성별		남	•	여	연령		세
거주지		□요코하 □요코하		(   (지역명	구)	)	
이곳에서 동안 필요 있으신가요		(네 구체적으로		니오 ) 서주십시오	:		

# 临时停留设施利用指南

#### 留意

本设施是为灾害时难以回家的人临时停留,由港未来 21 地区的设施管理者协作,发扬共助精神而开放。利用设施时,请事先同意以下的相关事项。

- 〇利用设施时,请遵从设施管理者的指示。存在给他人造成影响的行为时,可能会被要求退出 设施。
- ○请在可能的范围内协助设施运营。
- 〇在确认周围安全前,请尽量留在本设施。
- 〇对于设施内的事故等,除非是设施方因故意或重大过失所引起,否则一概不负责任。
- 〇根据设施方判断,会停止接纳人员。
- 〇人员的接纳将在明早9点结束。
- 〇当有人询问时, 我们会提供填写在以下表格内的信息。
- □同意利用指南。

	注音假名							
姓名	汉字							
性别		男		女	年龄		岁	
居住地		□横滨市	内(		区) □横滨市	5外(市区町村		)
在此停留期间是否有需要照顾的事项?		(是	· 否 写:	)				

臨時沒	帶留設	施使	用說	明
ᄣᄱᄺᆑᄀᄼ	ᇧᄪᄱᅑ	بحاضات	ノココロノロ	. / ]

ベエ	1.77
12/2	7
ш	JES.

本設施供災害時回家困難者臨時滯留,與港未來 21 地區的設施管理者合作,本於共助的觀點對外開放。使用設施之際,敬請同意以下事項。

- ○使用設施之際,請遵循設施管理者的指示,一旦有造成他人困擾等行為,可能被請離設施。
- ○請盡可能協助設施營運。
- ○請盡可能留在本設施,直到周邊的安全獲得確認。
- ○針對設施內的事故等,除非是設施方因故意或重大過失所引起,否則一概不負責任。
- ○經設施方判斷,可能停止接納人員。
- ○人員的接納將於明早9點結束。
- ○當有人詢問時,可能提供填寫於下方表格內的資訊。

		同音	上述内容	0
--	--	----	------	---

	注音假名								
姓名	漢字								
性別		男	•	女		年齡		歲	
居所		□横濱市区	勺 (	Į	區)	□横濱市	外(市區町村		)
滯留於此的期間,有 任何特殊需求嗎?		( 有 請具體寫L	7111	)					



日本語

# 一時滞在施設利用案内

# (留意事項)

この施設は、災害時に帰宅が困難となった方の一時的な滞在のため、みなとみらい21地区の施設の管理者が連携し、共助の観点から開放しています。

施設利用に際しては、以下の事項についてあらかじめ ご承諾いただきますようお願いします。

- ○施設の利用にあたっては、施設管理者の指示に従って下さい。他の方に迷惑をかける等の行為があった場合には施設から退出いただく場合があります。
- ○可能な範囲で施設運営に協力をお願いします。
- ○周囲の安全が確認されるまで、なるべく本施設に留まるようにして下さい。
- ○施設内での事故等に対し、故意または重過失がない限り施設側は一切の責任を負いません。
- ○施設側の判断で受入を終了することがあります。
- ○受入は、明朝午前9時をもって終了します。
- ○外部からの問合せの際、同意書に記載の範囲内で情報提供することがあります。



**English** 



# Facility Usage Guide (Temporary Shelter)

#### NOTE:

This facility opens as temporary place to stay for people who are unable to return home after disasters, from the viewpoint of mutual assistance in cooperation with the administrators in the "Minato Mirai 21 District". Please understand and consent to the following items before using this facility.

- OPlease follow the instructions of the administrators during your stay. You might be ordered to leave the facility if you caused troubles to others.
- OPlease cooperate in the operations of the facility as much as possible.
- OPlease stay at the facility until the safety of the surroundings is clarified.
- The facility administrator never takes any responsibilities against accidents, etc. within the facility unless there is willful or gross negligence by facility administrator.
- OThe use of the facility might end at the discretions by facility administrator.
- The acceptance finishes at 9 am on the next morning.
- The facility administrator might provide your information if we receive any inquiries from outside.







# 临时停留设施利用指南

# (留意)

本设施是为灾害时难以回家的人临时停留,由港未来21 地区的设施管理者协作,发扬共助精神而开放。利用设施时,请事先同意以下的相关事项。

- 〇利用设施时,请遵从设施管理者的指示。存在给他人造成影响的行为时,可能会被要求退出 设施。
- ○请在可能的范围内协助设施运营。
- ○在确认周围安全前,请尽量留在本设施。
- ○对于设施内的事故等,除非是设施方因故意或重大过失所引起,否则一概不负责任。
- 〇根据设施方判断, 会停止接纳人员。
- ○人员的接纳将在明早9点结束。
- ○当有外部人员讯问时, 我们会提供同意书里填写的信息。





## 일시 체류시설 이용안내

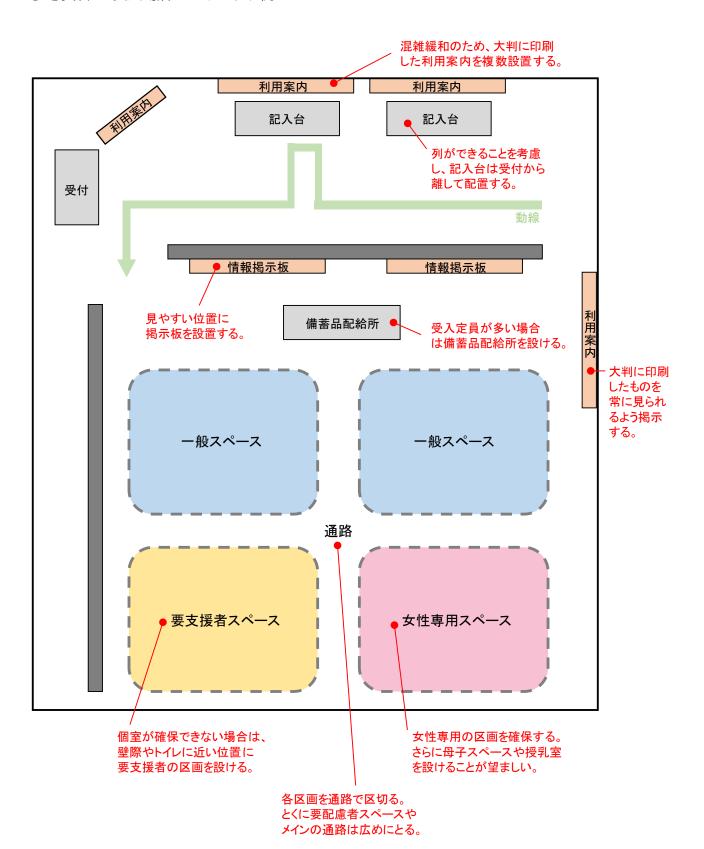
## (주의사항)

본 시설은 재해 시 귀가가 곤란한 분들을 위한 일시 체류시설이므로, 미나토미라이 21 지구의 시설관리자와 연계하여 서로 돕는 의미에서 개방을 하고 있습니다.

시설 이용 시 다음 사항에 관하여 사전 양해를 부탁드립니다.

- ○시설 이용 시 시설관리자의 지시에 따라주십시오. 다른 이용자에게 피해를 끼치는 행위를 하시면 퇴장을 요청할 수도 있습니다.
- ○가능한 범위에서 시설운영에 협조를 부탁드립니다.
- ○주변 안전 확인을 마칠 때까지 되도록 본 시설 안에 계시기 바랍니다.
- ○시설 내 사고 등에 관하여 고의 또는 중과실이 없는 한 시설 측은 일체 책임을 지지 않습니다.
- ○시설 측 판단하에 입장을 마감할 수 있습니다.
- ○입장은 내일 아침 9 시에 마감됩니다.
- ○외부 문의 시 동의서에 기재된 범위 내에서 정보를 제공하겠습니다.

## 参考資料4 受入場所のレイアウト例



## ■記入台



■記入台までの列



■受付・利用案内(大判印刷)



■一般スペース・通路



■要支援者スペース・女性専用スペース





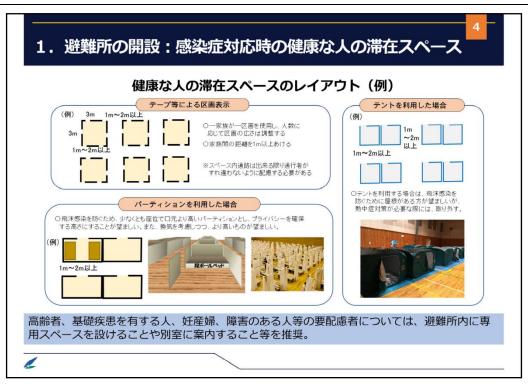
■情報掲示板



## 参考資料5 新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所運営ポイント(内閣府)

内閣府より新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所運営に関する情報が動画で公開されています。新規感染症が蔓延した際の災害時における滞留者・帰宅困難者対応に係る防疫対策のご参考にご活用ください。

公表先 URL: http://www.bousai.go.jp/coronam.html



## ■合同防災訓練におけるコロナ対策



感染対策に配慮したスクリーニング(消毒)



受付における名簿管理



感染対策に配慮したスクリーニング(検温)



ソーシャルディスタンスに配慮した受入

## ■帰宅困難者受入に係る簡易図上訓練によるコロナ禍の受入検証例

- ○受入れ時に受付で必要な対応内容の確認
- ⇒社内で確保可能な防疫備品、受付での案内・記録内容等
- ○受入れ後の突発事象への対応方針の検討

「滞在環境に適応できない方が発生:混雑する中での滞在が心身の負担となった(少し体調が悪い、熱っぽい)」

⇒世帯単位で個室への誘導調整、保健センターへの連絡相談

マスク着用必須、フェイスシールド 着用(ファシリテーター)







広い空間で密度を抑え、最低限の座席間の離隔を確保

集まらずに情報共有する工夫 (ipad+プロジェクター+壁面活用)





コロナ禍における原単位を

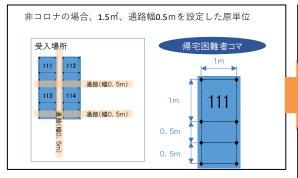
防疫用品を適切に活用 (消毒液、マスク、マウスシールド など)、室内の換気環境の確保

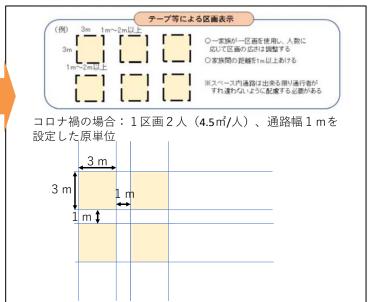
## <防疫備品例>

No	CK	物品名
1		フェイスシールド
2		手袋 (サイズ S、M)
3		除菌ティッシュ(大サイズ)
4		除菌ティッシュ(小サイズ)
5		除菌スプレー
6		キッチンペーパー
7		マスク
8		アルコールスプレー(ボトル)
9		マウスシールド
10		マイクキャップ
11		体温計
12		防疫対策掲示物
13		ごみ袋 (30L)



## <コロナ禍における一時滞在スペースの原単位の設定例>





## (3) 運営段階での主な対応

#### ① 備蓄物資等の供給

- •受入れた帰宅困難者に対し、事前に確認した配布方法により、水・食料等の提供を行います。 なお、備蓄物資が不足する場合は、災害時情報受伝達体制等を活用して、YMMや行政機関、 周辺施設等との調整を行います。
- ・備蓄物資の配布等のための人員が不足する場合は、適宜、受入者の中からボランティアを募るなどして施設の運営を行います。
- 災害対応中または事後、配布した備蓄物資の量を把握するため、配布した量を記録します。

## ② 医療救護活動

・医療・救護にあたっては、災害時情報受伝達体制等を活用して、YMMや行政機関、地区内の消防・医療機関や医師会・薬剤師会等と連携し、対応方針や処置状況等に関する情報を各施設へ提供します。

## ③ 情報の収集・伝達

- ・滞在者の帰宅支援に向けて、ホワイトボード(掲示板)やテレビ・ラジオ等を用いて、受入 者へ伝達します。
- ・特に重要な情報(施設の利用案内、被害情報、避難情報及び滞在者の安全を確保するための 指示、道路・交通状況 等)は、ホワイトボードに見やすくとりまとめます。
- 情報の収集については、「3. 情報受伝達編」を参考に、複数の手段を用いて情報収集を行います。 表 4-7 運営段階での主な対応(チェックリスト例)

式子 1 産品機能での主体があります。		
発災後の対応	担当者(事前記入)	対応状況※
① 備蓄物資等の供給		
提供可能な備蓄物資について周知する		
事前に確認した方法により、備蓄物資(水・食料等)を配布する		
備蓄物資が不足する場合は、災害時情報受伝達体制等を活用して 行政機関や周辺施設等との調整により、必要な物資を調達する		
備蓄物資を供給する人員が不足する場合、施設利用者からボラン ティアを募る		
配布した備蓄物資の量を記録する		
② 医療救護活動		
「極めて軽度な傷病者」については、医務室や施設内において医薬品・備蓄品等を配布する		
「軽症患者」については、地域内の診療所、仮救護所や横浜市から医療救護隊が派遣される地域防災拠点等へ案内・誘導する	今後の調整課題	
「中等症・重症患者」については、災害時拠点病院、災害時救急 病院等へ搬送する		
③ 情報の収集・伝達		
YMMやテレビ・ラジオ等から、被害状況・交通状況等を収集 し、ホワイトボード、拡声器(メガホン)、館内放送等を用いて 受入者へ伝達する		
輻輳により電話が利用できない場合は、災害用伝言サービスの利 用等を勧める		
言葉の通じない外国人等がいる場合は、会話可能な受入者の呼び 掛けやヘルプカード等を用いて可能な範囲で対応する		
受入可能人数に達した場合は、周辺で受入可能な施設の情報等を 収集し案内・誘導する		
	``````````````````````````````````````	

※○対応済、△対応中、■非対応

## (4) 受入終了段階での主な対応

## ① 受入終了の検討

・受入れは災害発生日の翌朝午前9時までを原則とし、受入終了(通常勤務・営業体制等への 移行)に係る検討を行います。

## ② 受入終了(通常勤務・営業体制等への移行検討)

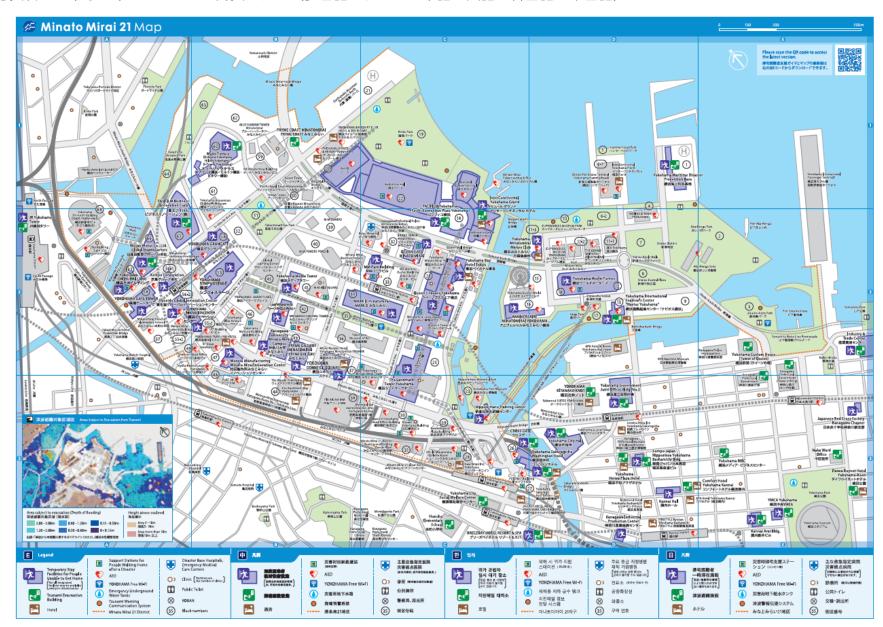
- ・受入終了の判断を行った場合は、滞在者の誘導を行うとともに、各施設の通常勤務・営業体制への移行に向けての検討・体制整備を図ります。
- ・帰宅困難者が利用した備蓄品や破損させた設備・備品等については、写真等に記録しておきます。
- ・鉄道機関の運休が長期化した場合、徒歩帰宅が困難な要支援者や遠方からの観光客等については、翌朝以降も一時滞在施設での滞在が必要となります。その場合、西区・中区及び横浜市が選定する開設を延長する施設に案内します。施設の目安は、2日目(発災翌日)は各区に1施設程度、3日目以降は市全体でパシフィコ横浜及び横浜アリーナの2施設となっています。当地区では、2日目、3日目以降ともにパシフィコ横浜の開設が想定されます。

表4-8 受入終了段階での主な対応(チェックリスト例)

発災後の対応	担当者(事前記入)	対応状況※	
① 施設の受入終了の検討			
受入れは災害発生日の翌朝午前9時までを原則とし、各施設は受			
入れの終了について検討する			
受入れの終了に向けて、滞在者の誘導先(帰宅・一時滞在施設			
等)の状況を確認する			
② 施設の受入終了(通常勤務・営業体制等への移行検討)			
受入れの終了を判断した場合は、必要に応じて継続して開設が想定			
されるパシフィコ横浜に滞在者を案内する			
被害状況や交通情報等の帰宅支援情報を提供し、受入者の帰宅を			
支援する			
受付・受入場所等の片付けを行い、帰宅困難者が利用した備蓄物			
資や破損させた備品・設備等を記録しておく			
受入れの終了状況等についてYMMへ情報連絡を行う			

※○対応済、△対応中、■非対応

参考資料6 みなとみらい21地区防災マップ(多言語マップ:日本語・英語・韓国語・中国語)



## 参考資料7 みなとみらい21地区 KUG (帰宅困難者支援施設運営ゲーム) 実施の手引書

当地区では、一時滞在施設の運営における基本的な対応の流れを確認・理解するとともに、運営上の課題や改善点を把握することを目的として、各施設が自ら KUG (帰宅困難者支援施設運営ゲーム) を実施できるよう、KUG で使用する資料をまとめた「みなとみらい地区版 KUG キット」とその解説資料である手引書を作成しています。



KUG(帰宅困難者支援施設運営ゲーム)実施の手引書の構成





KUG の実施イメージ

## 5. 自助対応編

## 5-1 地震災害時の自助対応

各施設は、発災時には自助対応の基本フローを参考に行動し、従業員等の安全を確保します。 また、従業員等は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則※を徹底することで、当地区に おける帰宅困難者の発生や滞留等による混乱を抑制するとともに、救助・救急活動等の妨げとな ることを防ぎ、滞在者等の安全・安心の確保に寄与します。

各施設は、発災前の事前対策として、自助対応の基本フローを参考とし、防災計画の作成、点検、見直しを行うとともに、従業員等に周知します。

※横浜市では、当該基本原則を含む「一斉帰宅抑制の基本方針」を市の帰宅困難者対策の基本 方針として位置づけ、以下のパンフレット等により事業者への周知・徹底を図っています。 また、神奈川県・横浜・川崎・相模原防災・危機管理対策推進協議会では、「帰宅困難者対 策チェックシート」を公表し、企業単位の取組推進を図っています。





災害時の救助・救急 活動等応急活動の 円滑化はもちろん、 大切な自社の従業員 等の命を守るために も一斉帰宅抑制の 取組が不可欠です。

出典: https://www.city.yokohama.lg.jp/kurash i/bousai-kyukyu-bohan/bousaisaigai/wagaya/jishin/place/konnan/2017 0116102602.html





平成30年6月の大阪 北部地震の教訓から 「通勤時間帯に発災し た場合の従業員等への 対応」をあらかじめ定 めておくことが帰宅困 難者の発生抑制に有効 な対策となります。

出典: https://www.pref.kanagawa.jp/docs/j8g/prs /r4208709.html

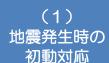
## ◆当地区で被災した際の対応行動の前提(当地区の特徴)

- ▶ 当地区では、災害に強い街づくりにより、防災性・耐震性に優れた都市基盤・建物が整備され、大規模 地震時に広域避難場所等への避難を必要としない「大規模延焼火災の恐れが低い地域」に指定されてい ます(建物倒壊による被害は限定的であることが想定されます)。
- ▶ また、慶長型地震が発生した場合には、一部で津波による浸水が想定されていますが、最大津波の到達時間は約 100 分と想定されているため、発災直後の迅速・適切な避難行動により、人的被害を最小限に抑えることが可能です。

## 緊急地震速報



## 地震発生



## ①全ての従業員・施設利用者の身の安全の確保

- ○周囲の安全を確認する。
- ○出火等、異常がないかを確認する。
- ○津波避難対象区域等において、津波警報の発表を確認した際 は、建物の3階以上を目安に避難する。

## ②津波警報が解除されるまでは、避難を継続

○津波警報が解除されたとの情報を確認するまでは避難を継続する。

## ①事業所内での防災体制の確立

○地震発生後、安全が確保できた後に、各事業所内において「災害対策本部」や「自衛消防隊本部」等を組織するなど、防災体制を確立する。

## (2) 防災体制の確立

(3) 応急<u>対策活動</u>

## ①各種応急対策活動

- ○災害情報や施設内の被害状況を把握します。
- ○負傷者が発生した場合は、応急手当を行い、負傷の程度によっては医療機関に搬送する。

## ②従業員等への対応

- ○従業員の安否確認を実施する。
- ○従業員等の一斉帰宅抑制を実施する。

図5-1 自助対応の基本フロー(初動時)

## (1) 地震発生時の初動対応

- ①全ての従業員・施設利用者の身の安全の確保
  - 各施設の従業員・利用者は、地震発生時はむやみに動かずシェイクアウトの動作などにより 身の安全を確保します。揺れが収まったら、周囲の安全を確認します。また、施設内におい て出火等の異常がないかも確認します。
  - 各施設の従業員・利用者は、津波避難対象区域等において津波警報の発表を確認した際は、 建物の3階以上を目安に避難します。
    - ※横浜市は、海抜5m以上の高台又は鉄筋コンクリート若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造の頑丈な建物の3階以上を避難場所とするよう示しています。また、当地区においては津波避難ビルを指定しています。

## ②津波警報が解除されるまでは、避難を継続

各施設は、津波警報が解除されたとの情報を確認するまでは避難を継続します。

## (2) 防災体制の確立

- ①事業所内での防災体制の確立
  - ・ 地震発生後、安全が確保できた後に、各事業所内において「災害対策本部」や「自衛消防隊 本部」等を組織するなど、防災体制を確立します。

## (3) 応急対策活動

## ①各種応急対策活動

## ○情報収集

- テレビ、ラジオ等を活用し、地震に起因する必要な情報の収集を行います。
- 特に津波警報・注意報等、早急な対応が必要となる情報の把握に努めます。

## 〇案内放送

• 混乱防止を図るため建物内外の状況を把握し、放送設備等により従業員 • 在館者に対して必要な情報を適宜知らせるとともに、適切な指示を行います。

## ○被害の確認

- 建物内の機器や物品等の転倒・落下等の有無、火災や負傷者の発生状況を確認します。
- 危険を確認した場合、当該箇所の使用禁止、立入禁止等の措置を行います。
- 適宜、案内放送により従業員 在館者に対して情報を知らせます。

#### ○初期消火

- 出火場所を確認した場合、初期消火活動を行います。
- 消火設備の配管等が損傷していないか確認し、必要な措置を行います。

## 〇救護活動(調整中)

• 負傷者が発生した場合は、応急手当を行い、負傷程度によっては医療機関に搬送します。 ※救急車による対応が為されない事態に備え、自助による搬送対応の準備が必要である。 ※負傷の程度により医療機関が異なるため、あらかじめ搬送先を確認する必要がある。

## ②従業員等への対応(安否確認・一斉帰宅抑制の実施等)

- ・事前に定めた確認手段により、従業員の安否確認を実施するとともに、従業員に対し、家族 等との安否確認を行うよう周知します。
- 帰宅困難者の発生を抑制するため、従業員等の一斉帰宅抑制を実施します。従業員等に安全 に待機できる場所を提供するほか、必要に応じて備蓄品を提供します。
- ・従業員等の帰宅に際しては、災害関連情報や公共交通機関の運行情報等を考慮し、安全を確認したうえで時差退社させるものとします。

## (一斉帰宅抑制のための具体的な取組)

- ●大規模災害発生時には、むやみに従業員等に移動を開始させず、一定期間留めおく。
- ●従業員向けの3日分の水、食料等の備蓄をする。
- ●施設利用者を保護するため、適切な待機・誘導に努める。
- ●従業員等が安全に待機できる環境を整備する(家具類の転倒・落下・移動防止、ガラスの 飛散防止等)。
- ●BCP において、従業員等の待機・帰宅の方針を定め、周知する。
- ●従業員の安否確認方法を定め、周知する。
- ●定期的に訓練を行い、必要に応じて対策を見直す。

※参考:一斉帰宅抑制の基本方針(横浜市)

## (4) 帰宅困難を問題化しないための自助対策

・従業員等や帰宅困難者対応を担う施設管理者等が、「後顧の憂いなく」、一斉帰宅抑制の遵守や災害対応を全うするためには、施設(企業)としての自助対策に加えて、一人ひとりが各個人・家庭単位の自助対策(家族の安全確保:自宅の耐震化や安否確認ルールの共有など)を予め講じておくことが重要であり、それが帰宅困難を問題化しない対策につながります。



平成 30 年度 防災講演会:首都大学東京 中林ー樹名誉教授のご講演風景「自助・共助による帰宅困難者対策の推進-自宅の安全が帰宅困難を軽減する-」

## (5) 従業員の命を守るための事業者による一斉帰宅抑制と移動ルールの設定

• 2018 年大阪北部地震や令和元年台風第 15 号 • 19 号の計画運体による帰宅困難者の発生は、各自事業所で出勤等の取り決めがなされていなかったことが問題の根幹にあります。諸外国で災害時に都市機能を止める災害休暇があるように、日本においても各事業所が社会の動きや防災対策の動きと連動した移動ルールを設定し、社会全体で実行していくことが求められています。台風第 19 号の死者の 15%は仕事の移動中 • 通勤中との結果もあり、災害時に移動する従業員の命を守ることは、事業者の責務です。

家族のために帰りたいなど人間として当たり前の感覚に逆って、皆が一斉に帰らない選択ができるような環境整備が求められます(命令ではなくきちんとリスクを伝える・家族を心配しないための耐震対策等)。



2019 年度 防災講演会:東京大学大学院 廣井 悠准教授のご講演風景 「近年の帰宅困難者対策の取り組み動向と今後の課題-企業による災害時の移動対策を 考える-」

I	都市規模	発災時間	風水害時	地震時
	大都市	通勤前	計画運休への対応。 足並みを揃えた出勤 しない対策が重要。	渋滞するので出勤しない 車使わないで、居住地で の救助活動をしてもらう。
	大都市	就業中	早期帰宅か帰宅させ ない。職場での避難	渋滞抑制の帰宅困難者 対策。職場での避難。
	大都市	通勤時	近くの避難場所などへ いくなどして <mark>安全確保</mark> 。	近くの一時滞在施設 などへ? <mark>安全確保</mark> 。
	地方部	通勤前	車で出勤する人が多い ので、企業主体の出勤さ せない対策が重要。	車のこともあるので、で きるだけ出勤しない?
	地方部	就業中	早期帰宅か帰宅させ ない。職場での避難。	なるべく帰宅しない? 職場での避難。
	地方部	通勤時	できるだけ近くで 安全確保をはかる	できるだけ近くで 安全確保をはかる

参考:都市規模・発災時間・災害種別を踏まえた事業所の対応方針のイメージ

出典:廣井先生発表資料(2020.2.5)

## (6) 建物内に留まり活動継続可能な環境づくりの推進

各施設・事業者においては、火災等を前提とした消防法上の法定訓練のほか、滞留者・帰宅 困難者対策としての震災対応訓練を実施項目に取り入れるなど、屋外への避難だけでなく、 建物の安全を速やかに判断し、建物内に留まって活動を継続できる環境づくりや従業員等に 向けた一斉帰宅抑制の考え方の普及・啓発を推進する取組も重要です。



2020 年度 防災講演会: 工学院大学 村上 正浩教授のご講演風景 「新宿駅周辺地域のエリア防災『新宿モデル』の実践

~協議会活動を通じた地域の担い手・拠点づくりと新技術の適用~」

## 建物の安全を判断する仕組みの構築

事業継続可能な環境の確保

建物の安全を速やかに判断し、建物内に留まって活動を継続できる環境をつくる

- ① 建物の安全を判断する仕組みの構築
- ② 安全に待機・活動できる仕組みの構築
- 建物安全確認マニュアルの作成:建築の専門家でなくても「一定水準で他のビルと比 較可能な建物の被害状況の確認」が可能となるように、標準的な確認手順を確立すると ともに、確認すべき点に関するチェックリスト等を作成する。
- 専門家による建物安全確認の支援 (※現在の応急危険度判定は住宅が主な対象、高層ビルは誰がやる?)



情報収集、情報共有の効率化



建物被害対応訓練の様子 (地域の建築専門家との連携)



参考:都新宿駅周辺地域のエリア防災の実践事例

出典:村上先生発表資料(2021.2.2)

## 5-2 風水害時の自助対応

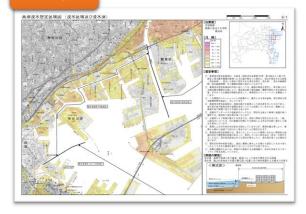
- (1) 風水害における浸水パターン(洪水、高潮、内水)を知る
- 当地区の風水害による浸水リスクは、横浜市の「わいわい防災マップ」にて、【洪水】鶴見川、多摩川、帷子川、境川、大岡川水系の浸水想定区域(想定最大規模)、【高潮】浸水想定区域、【内水】浸水想定区域の浸水深・浸水範囲を確認できる他、掲載されている元データについては、以下に示す区ハザードマップや県(施設管理者)のホームページから個別に確認することができます。

## 洪水





## 高潮





## 内水





- (2) 当地区における風水害(洪水、高潮、内水)による浸水リスクの特徴を知る
- 風水害による浸水の影響は、当地区のエリア全体でみると限定的です。また、洪水・高潮に 比べ、内水による影響範囲が広いのが特徴です。
- 内水の浸水想定区域は、地区内の多くの道路で想定されています。高潮の浸水想定区域は、 津波の浸水想定区域と同様に新港地区や臨港パーク沿岸等の一部で3m未満の浸水が想定されています。一方、高潮は津波と異なり、台風接近情報等を事前把握することで、早めの避難や準備対応に繋げることができます。

## 洪水



## 高潮



## 内水



## 浸水範囲の分布状況

- ▶ 地区内のほぼ全ての地域が 非浸水想定地域。一部、帷子 川河口部横浜駅東口そごう 付近で3m未満の浸水域が 分布
- ▶ 地区外の根岸線に沿って50 cm未満の浸水域が分布
- ▶ 中央地区は非浸水想定地域。 洪水の浸水域と同様のエリア のほか、一部河口部海岸部 に沿って、以下の地域で50cm 未満、3m未満の浸水域が分布
- •帷子川河口部横浜駅東口付近
- ・臨港パーク周辺
- •新港1丁目付近
- •日本丸付近

▶ 地区内の多くの道路が浸水

想定。一部以下の地域で0.5

m~1.0mの浸水域が局所的

に分布・みなとみらい3丁目付近

## 浸水想定のシミュレーションの想定条件

	水系	想定条件		
		降雨量		
		想定最大規模	計画規模	
ماد بلاد	多摩川水系	588mm/2日*1	457mm/2日*2	
洪水	鶴見川水系	792mm/2日*1	405mm/2日*3	
	帷子川水系	390mm/24h*1	93mm/1 h *4	
	境川水系	632mm/24h*1	302mm/24 h *4	
	大岡川水系	332mm/24h*1	93mm/1 h *4	

- \*1 1000年に1度程度の降雨
- \*2 200年に1度程度の降雨
- \*3 150年に1度程度の降雨
- \*4 100年に1度程度の降雨

中心気圧、暴風 我が国既往最大規模の台風(室戸台風の中心気圧と伊勢湾台風の移動速度、 想定台風 半径、移動速度 暴風半径)を想定

経路 東京湾(神奈川県区間)に最大規模の高潮を発生させる台風経路を設定

(この台風が東京湾の周辺を通過する確率は1,000 年~5,000 年に1回と想定されます)

その他

高潮と同時に河川での洪水を考慮

その他

「東京の声能され」に、場所等の決壊され

その他最悪の事態を想定し、堤防等の決壊を見込む

内水 降雨量

高潮

153mm/l

(想定最大規模の降雨。各地方で過去に観測された最大の降雨量を基本に設定。1999年に関東地方で観測された実績降雨)

河川や下水道施設 平成30年度末の河川や下水道施設等の整備状況を反映

## (3) 風水害時の2つの対応ケースと「基本ケース」の設定

- 風水害時の主な対応ケースは、以下のとおり、大きく「(1)大型台風の上陸が予測される場合」と「(2)短時間の記録的な集中豪雨が発生した場合」に分けられます。いずれの場合でも、「鉄道の運休(及び復旧)」が滞留者や帰宅困難者の発生(及び解消)要因となります。
- 本ガイドでは、「(1)大型台風の上陸が予測される場合の対応」を「基本ケース」に設定し、鉄道の運休が事前に予測できる場合における各事業所等の基本対応事項を定めます。

## ① 大型台風の上陸が予測される場合 ・・・基本ケース(鉄道の計画運休に沿った事前対応) ※災害時行動ガイドへ反映

> 進行型の大型台風上陸時の場合、突発型の地震災害と異なり、気象情報等を適切に把握することで <u>発災前段階から状況悪化を予測した準備対応時間を確保できる</u>。そのため、この間に地区内の滞留 者の帰宅を促すことができれば、帰宅困難者数を低減することができる。鉄道事業者は、台風の進行 状況に応じた鉄道計画運休タイムラインに従い、降雨が強まる前に段階的に運休させる対応をとるた め、地区内事業者等は、計画運休の情報を把握した時点で従業員や来街者の帰宅を促すまたは出 社を抑制する対応をとることが重要となる。



# ② 短時間の記録的な集中豪雨が発生した場合・・・発展ケース(突発的な鉄道運休時の事後対応)

- 短時間の記録的な集中豪雨は、降雨範囲があまりに局所的となるため、線状降水帯を含め発生箇所を事前に特定するのは、現在の予測技術では難しい(十分な準備時間を確保することができない)。 浸水想定区域内の地下空間を有する施設は、豪雨発生時には、早期に施設利用者を上層階へ避難誘導することが求められる。
- ▶ また、集中豪雨等により鉄道が突発的に運行停止となった場合には、一時的に多くの滞留者・帰宅困難者が発生することが想定され、地震災害と同様、「事業者による従業員の留め置き」や「一時滞在施設における受入れ」の対応が求められる。一方、沿線で大規模な浸水や停電等が発生しなければ、鉄道の運休等への影響は限定的となり、早期に運行再開となる状況も考えられる。



- (4) 風水害時の「基本ケース」における事業所対応の基本的考え方 〜鉄道の計画運休タイムラインに応じた事前準備対応〜
- 基本ケースにおいては、各施設・事業所等は、以下の対応フロー、チェックリスト例を踏まえ、鉄道が運休する前に台風上陸前の事前準備対応として、可能な限り地区内の滞留者等を最小限とする対応行動(計画運休情報や防災気象情報・避難指示等の情報収集、案内・周知等)をとることを心掛け、施設利用者や従業員等の安全確保を図ることを地区共通の基本の考え方とします。
- 実際に風水害の影響により帰宅困難者が発生するような状況においては、地震時の枠組みを 準用し、市・区や一時滞在施設管理者、地区内関係者が連携し、必要な支援等を行います。

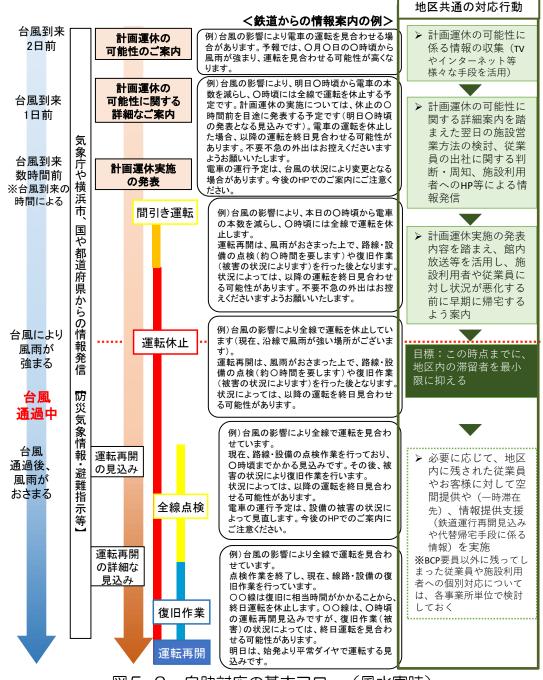


図5-2 自助対応の基本フロー(風水害時)

表 5-1 風水害時の主な対応(チェックリスト例)

我 ひ 1 海が自動の工みが過(チェブグラス)的		
対応内容	担当者	対応 状況 <sup>※</sup>
気象情報の収集(台風情報、雨・風の予測情報)		
鉄道の計画運休に係る情報の収集		
緊急時の情報連絡系統・連絡手段の確認・事前周知		
緊急時の役割分担の確認(BCP・防災計画等の確認)		
施設の営業方法の検討・判断		
従業員の出勤要否の判断		
従業員へのテレワーク等の活用の周知		
施設利用者への HP 等による情報提供(営業情報 等)		
取引先等の関係先との調整		
BCP・防災マニュアル等に基づく体制の立ち上げ		
自治体の避難等に関する情報の収集(高齢者等避難、避難指示等)		
従業員・施設利用者への早期帰宅案内		
自治体の避難所・一時滞在施設の開設情報確認		
従業員・施設利用者の避難方法の検討・周知(避難所、施設内安全確保、近隣施設 等)		
代替帰宅手段(交通情報、バスの運行状況等)に関する情報の確認		
施設内の従業員・施設利用者の安全確保(一時滞在するための空間提供)		
施設内の従業員・施設利用者への情報提供(台風情報、鉄道の運転再開見込み、バス等の運行状況等)		
備蓄物資の提供		
鉄道の運転再開時の出勤の要否と出勤すべき時間の検討(交通混雑緩		
和のためテレワーク可能な従業員は出勤抑制)		
施設内の従業員・施設利用者への情報提供(鉄道の運転再開見込み、		
鉄道混雑の可能性 等) 		
従業員へ運転再開時の勤務体制の周知		
施設の被害状況確認		
周辺地域の被害状況把握		
施設の営業状況に関する広報		

※ ○対応済み △対応中 ■非対応

## 参考資料7 洪水、内水、高潮に関する当地区の浸水リスクに関する基礎情報

## ①洪水、内水、高潮に関する浸水シミュレーションついて

## 洪水 「河川の氾濫による洪水浸水想定区域図」

国と県は、水防法に基づき、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域と水深を表示した 「洪水浸水想定区域図」を、県政情報センターや河川課等にて閲覧に供しています。 平成21年までに公表した洪水浸水想定区域図は、平成13年及び平成17年の水防法の改正に 伴い、「河川整備の目標とする降雨」を対象に作成しています。

「<u>想定し得る最大規模の降雨」を対象に作成し</u>、浸水継続時間も示しています。また、一定の条件下において家屋の倒壊・流出をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸侵 の条件下において家屋の関係・派面をもたらするよりな定的決議に仕り激しい思温派の利用侵 食が発生することが想定される区域として、「家屋倒壊等氾濫想定区域」も定めています。 なお、洪水浸水想定区域図は、支川の氾濫、前提となる降雨を超える規模の降雨、高潮及び 内水による氾濫、流木や土石などによる影響を考慮していませんので、洪水浸水想定区域に 指定されていない区域においても浸水が発生する場合や想定される水深、浸水継続時間が実 際の浸水深、浸水継続時間と異なる場合があります。
(出典: 神奈川県HP https://www.prefkanagawa.jp/docs/f4/cpt/f3747/p1039490.html)

### 内水 「内水ハザードマップ(下水道や水路からの浸水)の浸水想定区域」

内水ハザードマップとは想定される浸水区域や浸水深などの、さまざまな情報をまとめた

横浜市では、1時間あたりの雨量が50mm~60mmに対応する下水道整備を進めています が、近年下水道の能力を超えるような大雨が増加しています。

ウス・ナー・アップは、下水道の能力を超える大雨に対して、市民の皆様に日ごろから備え や対策をとっていただくために作成したものです。

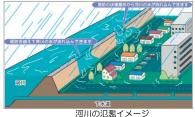
想定降雨: 1時間で153mmの降雨 (出典: 横浜市 浸水 (内水・洪水) ハザードマップ 情報面)

## 高潮 「高潮浸水想定区域図」

平成27年の水防法改正により、高潮に対する避難体制の充実・強化のため、想定し得る最大規模の高潮による浸水想定区域を指定・公表する制度が創設されました。 この水防法の規定に基づき、本県では、想定し得る最大規模の高潮による浸水の危険

浸水が想定される区域を「高潮浸水想定区域」として指定しました。

「高潮浸水想定区域図」の作成にあたっては、国が作成した「高潮浸水想定区域図作成の手引き (Ver.1.00)」に準拠するとともに、学識経験者等からなる「東京湾沿岸高潮浸水想定検討会」を設置し、技術的な助言をいただきながら検討を進めました。

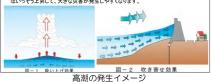


河川の氾濫イメージ 5 浸水(内水・洪水)ハザードマップ)



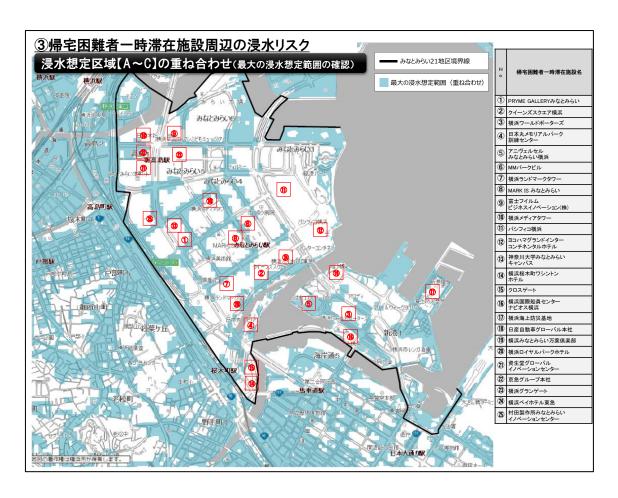
内水の氾濫イメージ (出典:横浜市 浸水(内水・洪水)ハザードマップ)

台風や発達した低気圧が透過する際、海水面(滞他)が大きく上昇することがあり、 これを「高潮」といいます。高潮は、主に「気圧低下による吸い上げ効果」と「風によ な安舎者が効果が原因となって起こります。また、満出高潮が重なると高潮水位 はいっそう上昇して、大きな災害が発生しやすくなります。

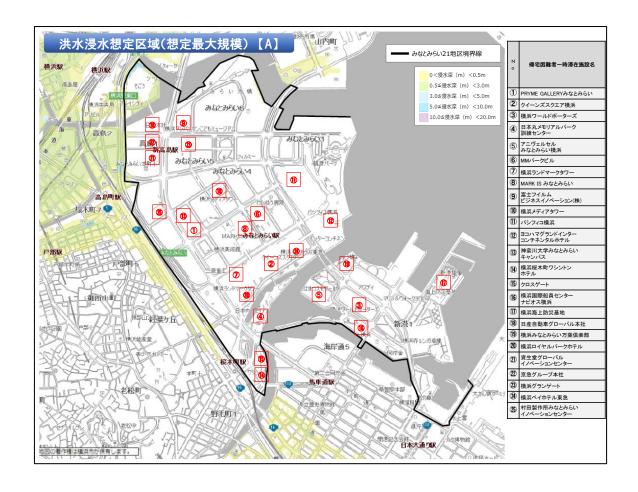


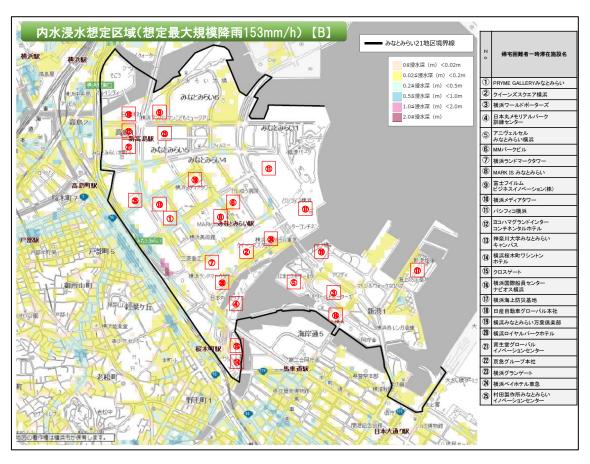
(出典:高潮浸水想定区域図について(東京湾沿岸 神奈川県区間) (解説) 平成31年4月神奈川県県土整備局)

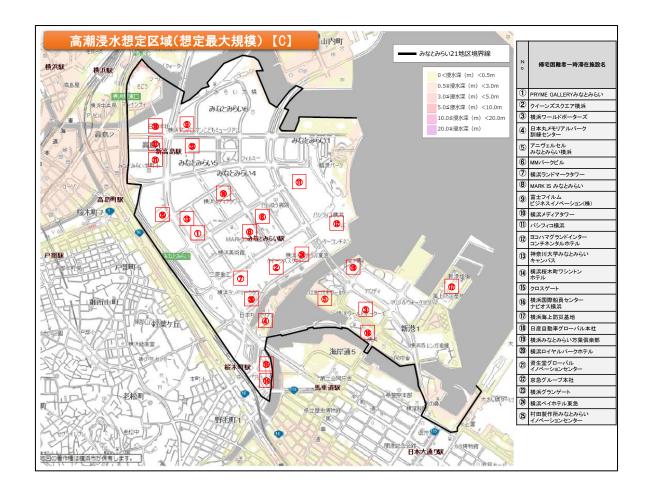
# ②「高潮浸水想定区域図」と「津波浸水想定区域図」の比較 🀔 横浜市行政地図情報提供システム - O STER STORE 津波横浜市行政地図情報提供システム 00



		の浸水リスク(総括表)	_	
No	帰宅困難者一時滞在施設名	■水客時の浸水リスク確認結果 凡例 〇: 敖地内の浸水は想定されていない ※ 敖地内が浸水のおそれあり(〇〇m~〇〇m) △: 敖地内の浸水のおそれはないが、周辺が浸水してアクセスが制限されるおそれあり(周辺○〇m~〇〇m)		
		洪水浸水想定区域(想定最大規模) 【A】	内水浸水想定区域(想定最大規模153mm/h) 【B】	高潮浸水想定区域(想定最大規模 【C】
1	PRYME GALLERYみなとみらい	0	△(敷地周辺0~0.5m)	0
2	クイーンズスクエア横浜	0	×(0~0.5m未満)	△(敷地周辺0~3.0m)
3	横浜ワールドポーターズ	0	×(0~0.2m未満)	×(0~0.5m未満)
4	日本丸メモリアルパーク訓練センター	0	△(敷地周辺0~0.2m)	×(0~3.0m未満)
(5)	アニヴェルセルみなとみらい横浜	0	△(敷地周辺0~0.2m)	×(0~3.0m未満)
6	MMパークビル	0	×(0~0.2m未満)	0
Ō	横浜ランドマークタワー	0	×(0~0.2m未満)	0
8	MARK IS みなとみらい	0	△(敷地周辺0~0.5m未満)	0
9	富士フイルムビジネスイノベーション(株)	0	×(0~0.2m未満)	0
10	横浜メディアタワー	0	×(0~0.2m未満)	0
11)	パシフィコ横浜	0	0	0
12)	ヨコハマグランドインターコンチネンタルホテル	0	0	×(0~0.5m未満)
13)	神奈川大学みなとみらいキャンパス	0	×(0~0.5m)	0
14)	横浜桜木町ワシントンホテル	0	×(0~0.2m未満)	0
(15)	クロスゲート	0	×(0~0.2m未満)	0
16	横浜国際船員センターナビオス横浜	0	△(敷地周辺0~0.2m)	△(敷地周辺0~3.0m)
10	横浜海上防災基地	0	×(0~0.2m未満)	×(0~0.5m未満)
18	日産自動車グローバル本社	0	×(0~0.02m未満)	0
19	横浜みなとみらい万葉倶楽部	0	0	△(敷地周辺0~3.0m)
20	横浜ロイヤルパークホテル	0	×(0~0.2m未満)	△(敷地周辺0~3.0m)
21)	資生堂グローバルイノベーションセンター	0	0	0
22)	京急グループ本社	0	×(0~0.02m未満)	0
23)	横浜グランゲート	0	△(敷地周辺0~0.2m未満)	0
24)	横浜ベイホテル東急	0	×(0~0.02m未満)	0
25)	村田製作所みなとみらいイノベーションセンター	0	×(0~0.5m未満)	0







## ④ 「警戒レベル」を用いた避難指示等の発令について(横浜市HPより抜粋)

令和元年台風第19号等の被害を受け、内閣府により風水害対策が検討され、令和3年5月20日に改正「災害対策基本法」が施行、警戒レベルの「避難情報の名称」が変更されました。

#### 警戒レベルの内容

「警戒レベル」の内容については、次の表のとおりです。

## ■警戒レベルごとの「とるべき行動」及び「避難情報」等(注釈1)

警戒レベル	とるべき避難行動等	避難情報等	防災気象情報 (警戒レベル相当情報)(注釈2)
警戒レベル5	既に災害が発生している状況です。 命を守るための最善の行動をとりましょう。	【横浜市が発令】 緊急安全確保(注釈3)	<警戒レベル5相当情報> 氾濫発生情報 大雨特別警報
警戒レベル4 (危険な場所から 全員避難)	速やかに避難先へ避難しましょう。 避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近 くの安全な場所や、自宅内のより安全な場所に避 難しましょう。	【横浜市が発令】 避難指示	<警戒レベル4相当情報> 氾濫危険情報 土砂災害警戒情報
警戒レベル3 (危険な場所から 高齢者等は避難)	避難に時間を要する人(ご高齢の方、障害のある方、 乳幼児等)とその支援者は避難をしましょう。 その他の人は、避難の準備をしましょう。	【横浜市が発令】 高齢者等避難	<警戒レベル3相当情報> 氾濫警戒情報 洪水警報
警戒レベル2	避難に備え、ハザードマップ等により、 自らの避難行動を確認しましょう。	【気象庁が発表】 洪水注意報 大雨注意報等	
警戒レベル1	災害への心構えを高めましょう。	【気象庁が発表】 早期注意情報	

注釈1:各種の情報は、警戒レベル1~5の順番で発表されるとは限りません。状況が急変することもあります。

注釈2:警戒レベル相当情報・・・国や都道府県が発表する指定河川洪水予報、大雨警報、土砂災害警戒情報等については、住民が自主的に避難行動をとるために参考とするため、「警戒レベル相当情報」として提供されます。

注釈::災害発生情報・・災害が実際に発生している、または発生する可能性が高いことを把握した場合に、可能な範囲で発令します。

 $\textbf{\textbf{L}\#:} https://www.city.yokohama.lg.; p/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/wagaya/fusuigai/taifu/keikai\_level.html$ 

## ④ 「警戒レベル」を用いた避難指示等の発令について(横浜市HPより抜粋)

## 横浜市からの避難情報の発信

横浜市からは、従来から運用している緊急速報メール、防災情報Eメール、ツイッター等の配信手段により、「警戒レベル」及び「とるべき行動」等を明記して避難情報等を配信します。

#### 配信文例(防災情報Eメールの場合)

件名:【警戒レベル4】避難指示の発令について

によりは横浜市です。 令和〇年〇月〇日〇時〇分、土砂災害警戒情報の発表に伴い、【**警戒レベル4**】避難指示を発令しました。

対象区域は次のとおりです。

<避難指示の対象区域> 〇〇区〇〇一丁目の一部 〇〇区〇〇二丁目の一部

くとるべき行動> 対象区域にお住いの方は、「危険な場所から全員避難してください」。 避難場所への避難が困難な場合は、強制の2階以上(進地と反対側の部屋)に一時的に避難するなどの行動をとってください。 対象区域外にお住いの方も、低い土地の浸水、河川の増水やはん蓋、土砂災害に十分警戒いただくとともに、テレビやラジオ、インターネット等で最 新の気象情報を確認してください。

#### 各配信ツールについて

- <u>緊急速報メール</u>横浜市防災情報Eメール
- ・横浜市防災ツイッター

## ■「警戒レベル」の運用に関する参考ページ等

→内閣府 防災情報のページ

 $http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjouhou/r3\_hinanjouhou\_guideline/\\$ 

## 6. 今後の課題

帰宅困難者対策や情報受伝達等について、今後、みなとみらい21地区において、さらなる ルール化や検討を図っていくべき内容を整理しました。

なお、災害時行動ガイドは、以下に示す課題等を踏まえ、今後の訓練やみなとみらい 21 地 区防災エリマネ推進委員会での取り組み、行政機関である横浜市、西区役所・中区役所との調 整内容等に応じて、随時更新を図っていくものとします。

## 6-1 情報受伝達に関する課題

- (1) 新たな情報受伝達ツールの導入検討
- ①多機能型デジタルサイネージシステム
  - NHK の文字ニュースや緊急地震速報、津波警報を即時に伝達可能であり、各施設への配備を検討します。
  - ・原則、各施設からの情報伝達ではなく、行政期間やマスコミ等からの情報を一方的に伝達することが可能です(※その他、商品により様々な運用が可能)。
  - 2018 年度に実施した防災対策に関するアンケート調査では、地区内 63 施設(テナント 含む)の約3 割で災害時の利活用を想定したデジタルサイネージの導入意向があるとの結果が出ており、訪日外国人旅行者の増加も相まって今後もニーズの高まりが予測されます。





写真 デジタルサイネージの設置・災害時運用に関する事例

左:デジタルサイネージコンテンツ配信システム(東京都港区役所)\*1 右:自動販売機併設型デジタルサイネージ(神奈川県横須賀市)\*2

 $_{1}$  出典: NEC ホームページ プレスリリース資料

※2 出典:横須賀市ホームページ 情報収集 (防災行政無線・防災情報メールなど)

・デジタルサイネージに災害時情報コンテンツを導入する方法としては、(1)コンテンツを 作成・配信している民間企業のサービスを利用する、(2)行政機関が構築する情報配信シ ステムと連携する(現在横浜市は未導入)、③施設独自にコンテンツを作成する(緊急地震 速報の表示や避難経路図など予め用意できるもの等)の主に3つの方法があります。



・比較的導入が容易で、有効な情報提供コンテンツとして、以下の「NHK非常災害時緊急放 送の受信公開」があります。予めNHKと受信公開実施申込書(別紙)を個別に交わすこと で、サイネージによる受信公開が無償で許諾されます。

### く受信公開の対象となる放送>

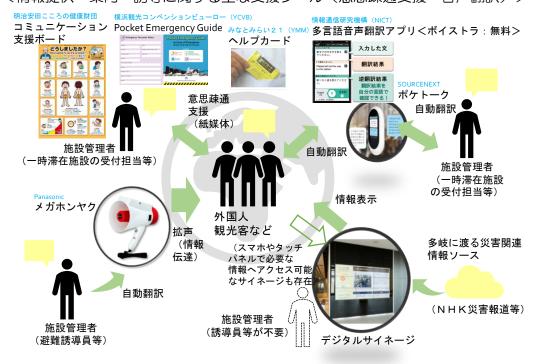
## <NHKへの申込の要否・可否と手続き、実施の大まかな流れ>



## ②帰宅困難者への情報提供ツール・外国人との意思疎通支援ツールの充実

・デジタルサイネージの災害時活用の他、帰宅困難者一時滞在施設等に対して、外国人向けの意思疎通支援ツール(紙媒体資料、翻訳機、拡声翻訳器、音声翻訳アプリ等)の整備を促し、地区内の情報提供支援体制の充実・強化を図ります。

<情報提供・案内・誘導に関する主な支援ツール(意思疎通支援・音声翻訳)>





## (2)情報受伝達に関する全般的な事項

- 〇地区内の施設間における情報共有・連携方法(物資・人員の融通等)
- ○情報伝達手段の多重化(新たな情報伝達ツールの導入)
- ○各施設における情報収集方法や施設滞在者への伝達方法・内容
- ○情報拠点(YMM)における情報の伝達項目やとりまとめ
- 〇休日・夜間を含めた情報受伝達体制 等

## 6-2 帰宅困難者への対応に関する課題

- (1) 受入条件及び受付方法に関する事項
  - ○受入条件の明示内容(個人情報の取扱い、施設の開設期間、善管注意義務等)
  - ○各施設における受付場所のレイアウト、受付数等の設定
  - 〇記名受付とした場合の地区内における受付名簿(項目)の統一や名簿管理のシステム化 等

## (2)施設の運営に関する事項

- 〇地区内の受入施設における帰宅困難者への対応内容の統一化(滞在・受入環境など)
- ○施設滞在時における入退室の管理方法及び管理の必要性
- 〇施設滞在時における家族・知人等からの問い合わせなどに対する個人情報の取扱い
- ○施設内における要配慮者(高齢者、障害者、妊婦等)及び傷病者等に対する対応(専用の滞在スペースの確保や搬送・応急手当て等)
- ○傷病者の医療・救護対応に向けた医療機関との連携
- 〇土地勘のない来街者、観光客や言葉の通じない外国人への対応方法(特に従業員数が少なく、 来街者・観光客等が多い休日における対応)
- ○施設滞在時のケガや施設設備の破損等に対する行政との調整 等

## 6-3 新たな社会課題への対応

- ○激甚化・頻発化する風水害リスクを踏まえたエリア防災体制の強化
- ○新型コロナウイルス感染症など新規感染症拡大期における災害対応体制の確立
- 〇ポストコロナ期の帰宅困難者対策の見直し検討

## 6-4 訓練による検証・災害時行動ガイドへの反映(PDCA サイクルの推進)

6-1、6-2、6-3に示す課題を踏まえ、積極的に情報受伝達・帰宅困難者対応の強化を図るとともに、情報受伝達訓練・帰宅困難者受入訓練にてその有効性を検証します。有効性を確認した新たな強化策については、災害時行動ガイドや都市再生安全確保計画に反映します。

## Do:各種防災訓練の実施(情報受伝達訓練·帰宅困難者受入訓練(図上·実働)·合同防災訓練など)

・各種防災訓練を実施する。 会員企業等は、当地区の基本的な 災害対応を確認・習熟する。









## Plan:対策の計画・検討

- ・当地区の災害時行動ガイド (や都市再生安全確保計画) の見直し・更新を行う。
- ・各施設の防災計画・マニュ アルの見直し・更新を行う。



# みなとみらい21地区 防災エリマネ活動の PDCAサイクル

## Check:訓練結果の検証

・各種訓練実施結果を踏まえ、 エリマネ推進委員会などの場 を活用し、既存の防災 対策を検証・評価する。



## Act:防災対策の改善(対策実施に向けた勉強会・取組啓発のための講演会など)

・検証・評価結果をもとに、 改善すべき防災対策を検討する。 (新たな情報受伝達手段の導入検証や勉強会、 取組の普及啓発のための講演会の実施等)





## 参考文献

災害時行動ガイドを作成・改定するにあたり、以下に示すガイドライン等を参考としました。

表 災害時行動ガイドに係る国等の参考資料一覧

名称	主な対象	主な内容
事業所における帰宅困難者対策ガイド ライン(首都直下地震帰宅困難者等対策 協議会 平成24年9月10日)	企業等	従業員の施設内待機させるための事前準備、災害時の対応 手順 等
大規模な集客施設や駅等の利用者保護 ガイドライン(首都直下地震帰宅困難者 等対策協議会 平成24年9月10日)	大規模集客施設や駅の 管理者	利用者を保護するための事前 準備、災害時の対応手順 等
ー時滞在施設の確保及び運営のガイド ライン(首都直下地震帰宅困難者等対策 協議会 平成27年2月20日)	国、地方公共団体、民間事業者 運営:施設管理者	一時滞在施設の確保のための 役割分担施設を円滑に運営す るための事前準備、災害時の 対応手順 等
帰宅困難者等への情報提供ガイドライン(首都直下地震帰宅困難者等対策協議会 平成24年9月10日)	国、地方公共団体、民間事業者	帰宅困難者への適時・適切な 情報を提供するため、関連機 関間の連携、事前準備 等
駅前滞留者対策ガイドライン(首都直下 地震帰宅困難者等対策協議会 平成2 4年9月10日)	駅前滞留者対策に関わ る関係機関	駅前滞留者対策協議会の設立、概要、今後の展開の方向性 等
大規模地震の発生に伴う帰宅困難者対 策のガイドライン(内閣府防災担当 令 和6年7月)	国、地方公共団体、民間事業者	帰宅困難者等対策協議会の設立、一時滞在施設の確保、帰宅 困難者等の搬送 等
新型コロナウイルス感染症対策に配慮 した避難所運営ポイント(第2版)(内 閣府)	国、地方公共団体、民 間事業者 運営:施設管理者	新型コロナウイルス感染症対 策に配慮した避難所運営 等